

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（関係協定等の略称） 68－５－０ 本節における関係協定等の略称は、それぞれ次による。 (1) 「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」（平成14年条約第16号）・・・・・・・・シンガポール協定 (2) シンガポール協定第31条に基づく原産地証明書 ・・・・・・・・シンガポール協定原産地証明書 (3) シンガポール協定附属書Ⅱ Aに定める品目別規則 ・・・・・・・・シンガポール品目別規則 (4) 「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」（平成17年条約第 8 号）・・・・・・・・メキシコ協定 (5) メキシコ協定第39条に基づく原産地証明書 ・・・・・・・・メキシコ協定原産地証明書 (6) メキシコ協定附属書附属書 4 に定める品目別規則 ・・・・・・・・メキシコ品目別規則 (7) メキシコ協定第10条に定める統一規則・・・・・・・・メキシコ統一規則 (8) 「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」（平成18年条約第 7 号）・・・・・・・・マレーシア協定 (9) マレーシア協定第40条に基づく原産地証明書 ・・・・・・・・マレーシア協定原産地証明書 (10) マレーシア協定附属書 2 に定める品目別規則 ・・・・・・・・マレーシア品目別規則 (11) マレーシア協定第50条に定める運用上の手続規則 ・・・・・・・・マレーシア運用上の手続規則 (12) 「戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定」（平成19年条約第 8 号）・・・・・・・・チリ協定 (13) チリ協定第44条に基づく原産地証明書・・・・・・・・チリ協定原産地証明書 (14) チリ協定附属書 2 に定める品目別規則・・・・・・・・チリ品目別規則 (15) チリ協定第52条に定める運用上の手続規則 ・・・・・・・・チリ運用上の手続規則 (16) 「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」（平成19年条約第14号）・・・・・・・・タイ協定 (17) タイ協定第40条に基づく原産地証明書・・・・・・・・タイ協定原産地証明書 (18) タイ協定附属書 2 に定める品目別規則・・・・・・・・タイ品目別規則 (19) タイ協定第24条に定める運用上の手続規則	（関係協定等の略称） 68－５－０ 本節における関係協定等の略称は、それぞれ次による。 (1) 「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」（平成14年条約第16号）・・・・・・・・シンガポール協定 (2) シンガポール協定第31条に基づく原産地証明書 ・・・・・・・・シンガポール協定原産地証明書 (3) シンガポール協定附属書Ⅱ Aに定める品目別規則 ・・・・・・・・シンガポール品目別規則 (4) 「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」（平成17年条約第 8 号）・・・・・・・・メキシコ協定 (5) メキシコ協定第39条に基づく原産地証明書 ・・・・・・・・メキシコ協定原産地証明書 (6) メキシコ協定附属書附属書 4 に定める品目別規則 ・・・・・・・・メキシコ品目別規則 (7) メキシコ協定第10条に定める統一規則・・・・・・・・メキシコ統一規則 (8) 「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」（平成18年条約第 7 号）・・・・・・・・マレーシア協定 (9) マレーシア協定第40条に基づく原産地証明書 ・・・・・・・・マレーシア協定原産地証明書 (10) マレーシア協定附属書 2 に定める品目別規則 ・・・・・・・・マレーシア品目別規則 (11) マレーシア協定第50条に定める運用上の手続規則 ・・・・・・・・マレーシア運用上の手続規則 (12) 「戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定」（平成19年条約第 8 号）・・・・・・・・チリ協定 (13) チリ協定第44条に基づく原産地証明書・・・・・・・・チリ協定原産地証明書 (14) チリ協定附属書 2 に定める品目別規則・・・・・・・・チリ品目別規則 (15) チリ協定第52条に定める運用上の手続規則 ・・・・・・・・チリ運用上の手続規則 (16) 「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」（平成19年条約第14号）・・・・・・・・タイ協定 (17) タイ協定第40条に基づく原産地証明書・・・・・・・・タイ協定原産地証明書 (18) タイ協定附属書 2 に定める品目別規則・・・・・・・・タイ品目別規則 (19) タイ協定第24条に定める運用上の手続規則

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
・・・・・・・・・・タイ運用上の手続規則 (20) 「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」 （平成20年条約第 2 号）・・・・・・・・・・インドネシア協定 (21) インドネシア協定第41条に基づく原産地証明書 ・・・・・・・・・・インドネシア協定原産地証明書 (22) インドネシア協定附属書 2 に定める品目別規則 ・・・・・・・・・・インドネシア品目別規則 (23) インドネシア協定第50条に定める運用上の手続規則 ・・・・・・・・・・インドネシア運用上の手続規則 (24) 「経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定」 （平成20年条約第 6 号）・・・・・・・・・・ブルネイ協定 (25) ブルネイ協定第37条に基づく原産地証明書 ・・・・・・・・・・ブルネイ協定原産地証明書 (26) ブルネイ協定附属書 2 に定める品目別規則 ・・・・・・・・・・ブルネイ品目別規則 (27) ブルネイ協定第45条に定める運用上の手続規則 ・・・・・・・・・・ブルネイ運用上の手続規則 (28) 「包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定」 （平成20年条約第12号）・・・・・・・・・・アセアン包括協定 (29) アセアン包括協定附属書 4 第 2 規則に基づく原産地証明書 ・・・・・・・・・・アセアン包括協定原産地証明書 (30) アセアン包括協定第26条及び同附属書 2 に定める品目別規則 ・・・・・・・・・・アセアン品目別規則 (31) アセアン包括協定第37条及び同附属書 4 第11規則に定める運用上の規則 ・・・・・・・・・・アセアン運用上の規則 (32) 「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」 （平成20年条約第16号）・・・・・・・・・・フィリピン協定 (33) フィリピン協定第41条に基づく原産地証明書 ・・・・・・・・・・フィリピン協定原産地証明書 (34) フィリピン協定附属書 2 に定める品目別規則 ・・・・・・・・・・フィリピン品目別規則 (35) フィリピン協定第25条に定める運用上の手続規則 ・・・・・・・・・・フィリピン運用上の手続規則 (36) 「日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定」 （平成21年条約第 5 号）・・・・・・・・・・スイス協定	・・・・・・・・・・タイ運用上の手続規則 (20) 「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」 （平成20年条約第 2 号）・・・・・・・・・・インドネシア協定 (21) インドネシア協定第41条に基づく原産地証明書 ・・・・・・・・・・インドネシア協定原産地証明書 (22) インドネシア協定附属書 2 に定める品目別規則 ・・・・・・・・・・インドネシア品目別規則 (23) インドネシア協定第50条に定める運用上の手続規則 ・・・・・・・・・・インドネシア運用上の手続規則 (24) 「経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定」 （平成20年条約第 6 号）・・・・・・・・・・ブルネイ協定 (25) ブルネイ協定第37条に基づく原産地証明書 ・・・・・・・・・・ブルネイ協定原産地証明書 (26) ブルネイ協定附属書 2 に定める品目別規則 ・・・・・・・・・・ブルネイ品目別規則 (27) ブルネイ協定第45条に定める運用上の手続規則 ・・・・・・・・・・ブルネイ運用上の手続規則 (28) 「包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定」 （平成20年条約第12号）・・・・・・・・・・アセアン包括協定 (29) アセアン包括協定附属書 4 第 2 規則に基づく原産地証明書 ・・・・・・・・・・アセアン包括協定原産地証明書 (30) アセアン包括協定第26条及び同附属書 2 に定める品目別規則 ・・・・・・・・・・アセアン品目別規則 (31) アセアン包括協定第37条及び同附属書 4 第11規則に定める運用上の規則 ・・・・・・・・・・アセアン運用上の規則 (32) 「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」 （平成20年条約第16号）・・・・・・・・・・フィリピン協定 (33) フィリピン協定第41条に基づく原産地証明書 ・・・・・・・・・・フィリピン協定原産地証明書 (34) フィリピン協定附属書 2 に定める品目別規則 ・・・・・・・・・・フィリピン品目別規則 (35) フィリピン協定第25条に定める運用上の手続規則 ・・・・・・・・・・フィリピン運用上の手続規則 (36) 「日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定」 （平成21年条約第 5 号）・・・・・・・・・・スイス協定

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(37) スイス協定附属書 2 第15条に基づく原産地証明 ・・・・・・・・・・・・・ スイス協定原産地証明	(37) スイス協定附属書 2 第15条に基づく原産地証明 ・・・・・・・・・・・・・ スイス協定原産地証明
(38) スイス協定附属書 2 第16条に基づく原産地証明書 ・・・・・・・・・・・・・ スイス協定原産地証明書	(38) スイス協定附属書 2 第16条に基づく原産地証明書 ・・・・・・・・・・・・・ スイス協定原産地証明書
(39) スイス協定附属書 2 第19条に基づく原産地申告 ・・・・・・・・・・・・・ スイス協定原産地申告	(39) スイス協定附属書 2 第19条に基づく原産地申告 ・・・・・・・・・・・・・ スイス協定原産地申告
(40) スイス協定附属書 2 第 4 条及び同附属書付録 1 に定める品目別規則 ・・・・・・・・・・・・・ スイス品目別規則	(40) スイス協定附属書 2 第 4 条及び同附属書付録 1 に定める品目別規則 ・・・・・・・・・・・・・ スイス品目別規則
(41) スイス協定附属書 2 第28条に定める運用上の手続規則 ・・・・・・・・・・・・・ スイス運用上の手続規則	(41) スイス協定附属書 2 第28条に定める運用上の手続規則 ・・・・・・・・・・・・・ スイス運用上の手続規則
(42) 「経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定」(平成21年条約第 8 号)・・・・・・・・・・・・・ベトナム協定	(42) 「経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定」(平成21年条約第 8 号)・・・・・・・・・・・・・ベトナム協定
(43) ベトナム協定附属書 3 第 2 規則に基づく原産地証明書 ・・・・・・・・・・・・・ベトナム協定原産地証明書	(43) ベトナム協定附属書 3 第 2 規則に基づく原産地証明書 ・・・・・・・・・・・・・ベトナム協定原産地証明書
(44) ベトナム協定第26条及び同附属書 2 に定める品目別規則 ・・・・・・・・・・・・・ベトナム品目別規則	(44) ベトナム協定第26条及び同附属書 2 に定める品目別規則 ・・・・・・・・・・・・・ベトナム品目別規則
(45) ベトナム協定第37条及び同附属書 3 第11規則に定める運用上の規則 ・・・・・・・・・・・・・ベトナム運用上の規則	(45) ベトナム協定第37条及び同附属書 3 第11規則に定める運用上の規則 ・・・・・・・・・・・・・ベトナム運用上の規則
(46) <u>「日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定」(平成23年条約第 7 号)</u> ・・・・・・・・・・・・・インド協定	(追加)
(47) <u>インド協定附属書 3 第 3 節に基づく原産地証明書</u> ・・・・・・・・・・・・・インド協定原産地証明書	(追加)
(48) <u>インド協定第29条及び同附属書 2 に定める品目別規則</u> ・・・・・・・・・・・・・インド品目別規則	(追加)
(49) <u>インド協定第41条及び同附属書 3 第11節に定める運用上の手続</u> ・・・・・・・・・・・・・インド運用上の手続	(追加)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前												
（EPA税率を適用する場合の取扱い） 68-5-1 EPA税率の適用を受けようとする輸入申告（法第43条の3第1項（法第61条の4において準用する場合を含む。）又は第62条の10の規定による承認の申請（以下この節において「蔵入申請等」という。）が行われた貨物に係るもの若しくは特例貨物（前記67-3-4（4）によりEPA税率の適用に係る原産地証明書の提出が省略される場合に限る。）に係るものを除く。以下この節において「輸入申告」という。）又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。 （1）輸入申告の受理担当審査官による取扱い 受理担当審査官が輸入申告を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。 イ 暫定法第8条の6第4項に基づくEPA税率適用停止の有無の確認 輸入申告に係る貨物について、暫定法第8条の6第4項の規定に基づくEPA税率の適用停止の有無の確認を行う。 ロ 締約国原産地証明書についての確認 輸入申告に係る貨物が、令第61条第1項第2号イ後段かつこ書に規定する貨物である場合を除き、同号イに規定する締約国原産地証明書（後記68-5-11の規定により定める様式のもの及びスイス協定原産地申告）が添付されているか否か（添付されていない場合等には、同条第4項に規定する税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合等に当たるか否か。）、更に締約国原産地証明書が添付されているときは、同条第5項及び第6項の規定に基づき、当該締約国原産地証明書について、次のすべての点に留意して確認を行う。 （イ）締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）にあつては、次表中の第1欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる事項が以下(i)、(ii)及び(iii)に留意して記載されていること。 <table border="1" data-bbox="230 1259 1068 1474"> <tr> <td>シンガポール協定</td><td>シンガポール協定附属書ⅡBに定める事項</td></tr> <tr> <td>メキシコ協定</td><td>メキシコ協定第10条に規定する統一規則に定める事項</td></tr> <tr> <td>マレーシア協定</td><td>マレーシア協定附属書3に定める事項</td></tr> </table>	シンガポール協定	シンガポール協定附属書ⅡBに定める事項	メキシコ協定	メキシコ協定第10条に規定する統一規則に定める事項	マレーシア協定	マレーシア協定附属書3に定める事項	（EPA税率を適用する場合の取扱い） 68-5-1 EPA税率の適用を受けようとする輸入申告（法第43条の3第1項（法第61条の4において準用する場合を含む。）又は第62条の10の規定による承認の申請（以下この節において「蔵入申請等」という。）が行われた貨物に係るもの若しくは特例貨物（前記67-3-4（4）によりEPA税率の適用に係る原産地証明書の提出が省略される場合に限る。）に係るものを除く。以下この節において「輸入申告」という。）又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。 （1）輸入申告の受理担当審査官による取扱い 受理担当審査官が輸入申告を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。 イ 暫定法第8条の6第4項に基づくEPA税率適用停止の有無の確認 輸入申告に係る貨物について、暫定法第8条の6第4項の規定に基づくEPA税率の適用停止の有無の確認を行う。 ロ 締約国原産地証明書についての確認 輸入申告に係る貨物が、令第61条第1項第2号イ後段かつこ書に規定する貨物である場合を除き、同号イに規定する締約国原産地証明書（後記68-5-11の規定により定める様式のもの及びスイス協定原産地申告）が添付されているか否か（添付されていない場合等には、同条第4項に規定する税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合等に当たるか否か。）、更に締約国原産地証明書が添付されているときは、同条第5項及び第6項の規定に基づき、当該締約国原産地証明書について、次のすべての点に留意して確認を行う。 （イ）締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）にあつては、次表中の第1欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる事項が以下(i)、(ii)及び(iii)に留意して記載されていること。 <table border="1" data-bbox="1227 1259 2065 1474"> <tr> <td>シンガポール協定</td><td>シンガポール協定附属書ⅡBに定める事項</td></tr> <tr> <td>メキシコ協定</td><td>メキシコ協定第10条に規定する統一規則に定める事項</td></tr> <tr> <td>マレーシア協定</td><td>マレーシア協定附属書3に定める事項</td></tr> </table>	シンガポール協定	シンガポール協定附属書ⅡBに定める事項	メキシコ協定	メキシコ協定第10条に規定する統一規則に定める事項	マレーシア協定	マレーシア協定附属書3に定める事項
シンガポール協定	シンガポール協定附属書ⅡBに定める事項												
メキシコ協定	メキシコ協定第10条に規定する統一規則に定める事項												
マレーシア協定	マレーシア協定附属書3に定める事項												
シンガポール協定	シンガポール協定附属書ⅡBに定める事項												
メキシコ協定	メキシコ協定第10条に規定する統一規則に定める事項												
マレーシア協定	マレーシア協定附属書3に定める事項												

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
チリ協定	チリ協定附属書 4 に定める事項	チリ協定	チリ協定附属書 4 に定める事項
タイ協定	タイ協定附属書 3 に定める事項	タイ協定	タイ協定附属書 3 に定める事項
インドネシア協定	インドネシア協定附属書 3 に定める事項	インドネシア協定	インドネシア協定附属書 3 に定める事項
ブルネイ協定	ブルネイ協定附属書 3 に定める事項	ブルネイ協定	ブルネイ協定附属書 3 に定める事項
アセアン包括協定	アセアン包括協定附属書 4 の付録に定める事項	アセアン包括協定	アセアン包括協定附属書 4 の付録に定める事項
フィリピン協定	フィリピン協定協定附属書 3 に定める事項	フィリピン協定	フィリピン協定協定附属書 3 に定める事項
スイス協定	スイス協定附属書 2 付録 2 に定める事項	スイス協定	スイス協定附属書 2 付録 2 に定める事項
ベトナム協定	ベトナム協定附属書 3 の付録に定める事項	ベトナム協定	ベトナム協定附属書 3 の付録に定める事項
<u>インド協定</u>	<u>インド運用上の手続に定める事項</u>		

(i) 品目に対応する、日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が所定の欄に記載されていること。スイス協定原産地証明書の「仕入書」欄は任意となっており、当該欄に日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が記載されていない場合は、当該スイス協定原産地証明書により原産性が証明された貨物と輸入申告された貨物との同一性の確認のため、仕入書又は契約書を含む取引関係がわかる書類の提出を輸入者に対し求めることとする。

(ii) 締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）を申請した輸出者又は生産者以外の者であって第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合には、次表の第 1 欄に示す締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）に対応した同第 2 欄に示す関係欄に、仕入書が第三国で発行される旨（アセアン包括協定原産地証明書においては第 10 欄に、インド協定原産地証明書においては第 7 欄に、当該第三国で発行された仕入書の番号及び日付が記入されている場合は記載を要しない。）及び当該仕入書を発行する者の正式名称及び住所の記載を要するものとし、また、第 3 欄に掲げる留意事項の記載等を要する場合には、当該記載がされていることを確認する。なお、

(i) 品目に対応する、日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が所定の欄に記載されていること。スイス協定原産地証明書の「仕入書」欄は任意となっており、当該欄に日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が記載されていない場合は、当該スイス協定原産地証明書により原産性が証明された貨物と輸入申告された貨物との同一性の確認のため、仕入書又は契約書を含む取引関係がわかる書類の提出を輸入者に対し求めることとする。

(ii) 締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）を申請した輸出者又は生産者以外の者であって第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合には、次表の第 1 欄に示す締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）に対応した同第 2 欄に示す関係欄に、仕入書が第三国で発行される旨（アセアン包括協定原産地証明書においては、第 10 欄に当該第三国で発行された仕入書の番号及び日付が記入されている場合は記載を要しない。）及び当該仕入書を発行する者の正式名称及び住所の記載を要するものとし、また、第 3 欄に掲げる留意事項の記載等を要する場合には、当該記載がされていることを確認する。なお、当該締約国原産地証明書（スイス協定原産地申

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
当該締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）の発給時点において、当該貨物の輸入申告の際提出される仕入書の番号が不明なときは、上記（i）にかかわらず仕入書の番号及び日付を記載する欄が空欄になっている場合又は当該輸出者が輸出国において発行する仕入書の番号及び日付が記載されている場合がある。これらの場合には、当該締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）により原産性が証明された貨物と輸入申告された貨物との同一性の確認のため、仕入書又は契約書を含む取引関係がわかる書類の提出を輸入者に対し求めることとする。これらの書類が輸入者から提出されない場合は、必要に応じ、後記68－5－21に定める手続きをとることとなるので、留意する。			告を除く。）の発給時点において、当該貨物の輸入申告の際提出される仕入書の番号が不明なときは、上記（i）にかかわらず仕入書の番号及び日付を記載する欄が空欄になっている場合又は当該輸出者が輸出国において発行する仕入書の番号及び日付が記載されている場合がある。これらの場合には、当該締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）により原産性が証明された貨物と輸入申告された貨物との同一性の確認のため、仕入書又は契約書を含む取引関係がわかる書類の提出を輸入者に対し求めることとする。これらの書類が輸入者から提出されない場合は、必要に応じ、後記68－5－21に定める手続きをとることとなるので、留意する。		
締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）	記載欄	留意事項	締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）	記載欄	留意事項
メキシコ協定原産地証明書	「11. Remarks:」	—	メキシコ協定原産地証明書	「11. Remarks:」	—
マレーシア協定原産地証明書	「8. Remarks:」	—	マレーシア協定原産地証明書	「8. Remarks:」	—
チリ協定原産地証明書	「8. Remarks:」	—	チリ協定原産地証明書	「8. Remarks:」	—
タイ協定原産地証明書	「1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country)」	—	タイ協定原産地証明書	「1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country)」	—
インドネシア協定原産地証明書	「8. Remarks:」	—	インドネシア協定原産地証明書	「8. Remarks:」	—
ブルネイ協定原産地証明書	「8. Remarks:」	—	ブルネイ協定原産地証明書	「8. Remarks:」	—
アセアン包括協定原産地証明書	「7. Number and type of packages, description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the importing Party)」	第13欄中の「 ☐ Third Country Invoicing」にチェックが付されていること	アセアン包括協定原産地証明書	「7. Number and type of packages, description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the importing Party)」	第13欄中の「 ☐ Third Country Invoicing」にチェックが付されていること

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
フィリピン協定 原産地証明書	「9. Remarks:」	左記の欄に non-Party invoicing と記入されてい ること	フィリピン協定 原産地証明書	「9. Remarks:」	左記の欄に non-Party invoicing と記入されてい ること
ベトナム協定原 産地証明書	「8. Remarks:」	—	ベトナム協定原 産地証明書	「8. Remarks:」	—
<u>インド協定原産 地証明書</u>	<u>「8. Remarks:」</u>	<u>左記欄中の「☐ Third Country Invoicing」にチェ ックが付されていること</u>			
(iii) メキシコ協定原産地証明書に記載される輸入者については、輸入 締約国に所在する者であって当該輸入締約国に産品を輸入するものに 限るので留意する。 (ロ) 締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）は、各協定に 規定する締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）の発給に つき権限を有する機関(後記68－5－14（スイス協定原産地申告を除く。） による。）により発給されたものであること。 (ハ) 災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、 同条第5項に定める有効期間内のものであること。 (ニ) 締約国原産地証明書は、単一の船積みに係る産品についてのみ有効な ものとする。なお、この場合、当該締約国原産地証明書（スイス協定原 産地申告を除く。）に2以上の仕入書の番号及び日付が記載されていても 無効な扱いとはしないので留意する。 (ホ) 非譲許品目のみが記載されている締約国原産地証明書は、有効な締約 国原産地証明書として取り扱わないものとする。なお、譲許品目ととも に非譲許品目が記載された締約国原産地証明書については、当該譲許品 目に係る記載についてのみ有効なものとして取り扱うので留意する。 (ヘ) 各協定に基づく締約国原産地証明書（スイス協定原産地証明を除く。） に記載される関税率表番号は、初めの6桁についてのみ確認を行うもの とし、それ以降の記載番号については特段の確認は要しないものとする。 なお、スイス協定原産地証明は原則として締約国原産地証明書に関税率 表番号が記載されないことに留意する。 (ト) 各協定に基づく締約国原産地証明書の特徴的留意点 (i) シンガポール品目別規則のうち、関税率表番号第0301. 10号の産品 のうちのこい及び金魚以外のものの規則にあっては、「The goods were			(iii) メキシコ協定原産地証明書に記載される輸入者については、輸入 締約国に所在する者であって当該輸入締約国に産品を輸入するものに 限るので留意する。 (ロ) 締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）は、各協定に 規定する締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）の発給に つき権限を有する機関(後記68－5－14（スイス協定原産地申告を除く。） による。）により発給されたものであること。 (ハ) 災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、 同条第5項に定める有効期間内のものであること。 (ニ) 締約国原産地証明書は、単一の船積みに係る産品についてのみ有効な ものとする。なお、この場合、当該締約国原産地証明書（スイス協定原 産地申告を除く。）に2以上の仕入書の番号及び日付が記載されていても 無効な扱いとはしないので留意する。 (ホ) 非譲許品目のみが記載されている締約国原産地証明書は、有効な締約 国原産地証明書として取り扱わないものとする。なお、譲許品目ととも に非譲許品目が記載された締約国原産地証明書については、当該譲許品 目に係る記載についてのみ有効なものとして取り扱うので留意する。 (ヘ) 各協定に基づく締約国原産地証明書（スイス協定原産地証明を除く。） に記載される関税率表番号は、初めの6桁についてのみ確認を行うもの とし、それ以降の記載番号については特段の確認は要しないものとする。 なお、スイス協定原産地証明は原則として締約国原産地証明書に関税率 表番号が記載されないことに留意する。 (ト) 各協定に基づく締約国原産地証明書の特徴的留意点 (i) シンガポール品目別規則のうち、関税率表番号第0301. 10号の産品 のうちのこい及び金魚以外のものの規則にあっては、「The goods were		

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後

imported at the stage of fry from a non-Party which is an ASEAN member country where the fry had been born or hatched, and the goods were raised in (日本又はシンガポール) for at least one month.」が、品名の次に記載されるので留意する。

(ii) メキシコ協定原産地証明書の「8. Preference criterion」の欄に「TPL」と表示されている場合には、同証明書の「11. Remarks:」の欄に「CERTIFICATE OF ELIGIBILITY ATTACHED」と表示されているとともに、同証明書と同一の貨物を対象としたメキシコ経済省が発給する「Certificate of Eligibility」が添付されていること。

(iii) マレーシア協定原産地証明書の「6. Quantity or Gross Weight, and FOB Value (Optional)」に FOB 価格が記載されている場合には、当該 FOB 価格については、特段の確認を要しないものとする。

(iv) アセアン包括協定原産地証明書の「4. For Official Use」の欄については、特段の記載を要せず、「9. Quantity (gross or net weight or other quantity) and value, e.g. FOB if required by exporting Party」の欄に価格が記載される場合には、当該価格については、特段の確認を要しないものとする。

(v) 次表の第 1 欄の経済連携協定に対応する第 2 欄の產品について、品目別規則において、インド洋まぐろ類委員会(以下「IOTC」という。)の登録簿への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られた材料の使用を認めている規則にあつては、同第 3 欄に掲げる記載欄に当該材料名、当該漁船の船名、IOTC 登録番号及び当該漁船の国籍が記載されるので留意する。

経済連携協定	対象	記載欄
タイ協定	第16類	タイ協定原産地証明書の、「7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)」の欄
フィリピン協定	第16類	フィリピン協定原産地証明書の「4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code」の欄

(vi) 次表の第 1 欄の経済連携協定に対応する第 2 欄の產品について、品目別規則において、当該產品の生産に東南アジア諸国連合の加盟国

改正前

imported at the stage of fry from a non-Party which is an ASEAN member country where the fry had been born or hatched, and the goods were raised in (日本又はシンガポール) for at least one month.」が、品名の次に記載されるので留意する。

(ii) メキシコ協定原産地証明書の「8. Preference criterion」の欄に「TPL」と表示されている場合には、同証明書の「11. Remarks:」の欄に「CERTIFICATE OF ELIGIBILITY ATTACHED」と表示されているとともに、同証明書と同一の貨物を対象としたメキシコ経済省が発給する「Certificate of Eligibility」が添付されていること。

(iii) マレーシア協定原産地証明書の「6. Quantity or Gross Weight, and FOB Value (Optional)」に FOB 価格が記載されている場合には、当該 FOB 価格については、特段の確認を要しないものとする。

(iv) アセアン包括協定原産地証明書の「4. For Official Use」の欄については、特段の記載を要せず、「9. Quantity (gross or net weight or other quantity) and value, e.g. FOB if required by exporting Party」の欄に価格が記載される場合には、当該価格については、特段の確認を要しないものとする。

(v) 次表の第 1 欄の経済連携協定に対応する第 2 欄の產品について、品目別規則において、インド洋まぐろ類委員会(以下「IOTC」という。)の登録簿への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られた材料の使用を認めている規則にあつては、同第 3 欄に掲げる記載欄に当該材料名、当該漁船の船名、IOTC 登録番号及び当該漁船の国籍が記載されるので留意する。

経済連携協定	対象	記載欄
タイ協定	第16類	タイ協定原産地証明書の、「7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)」の欄
フィリピン協定	第16類	フィリピン協定原産地証明書の「4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code」の欄

(vi) 次表の第 1 欄の経済連携協定に対応する第 2 欄の產品について、品目別規則において、当該產品の生産に東南アジア諸国連合の加盟国

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
である第三国又はいずれかの締約国の材料の使用を認める規則（以下、「アセアン第三国ルール」という。）が適用される場合は、同第 3 欄の事項が同第 4 欄に示す所要欄に記載されるので留意する。				である第三国又はいずれかの締約国の材料の使用を認める規則（以下、「アセアン第三国ルール」という。）が適用される場合は、同第 3 欄の事項が同第 4 欄に示す所要欄に記載されるので留意する。			
経済連携協定	対象	必要記載内容	記載欄	経済連携協定	対象	必要記載内容	記載欄
シンガポール協定	第16類、第18類から第20類までの産品	「 The goods were produced from（材料名） of a non-Party which is an ASEAN member country.」	シンガポール協定原産地証明書の、「10 No.&Kind of Packages Description of Goods」の欄に記載される「品名」の後	シンガポール協定	第16類、第18類から第20類までの産品	「 The goods were produced from（材料名） of a non-Party which is an ASEAN member country.」	シンガポール協定原産地証明書の、「10 No.&Kind of Packages Description of Goods」の欄に記載される「品名」の後
	第19類又は第20類の産品であって当該産品の生産に第7類、第8類、第11類、第12類又は第17類の東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の非原産材料の使用を認めるもの	「 The goods were produced from（材料名） of a non-Party which is an ASEAN member country.」及び「(上記の材料名) were produced from（材料名) harvested, picked or gathered in（本邦、シンガポール又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国名).」			第19類又は第20類の産品であって当該産品の生産に第7類、第8類、第11類、第12類又は第17類の東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の非原産材料の使用を認めるもの	「 The goods were produced from（材料名） of a non-Party which is an ASEAN member country.」及び「(上記の材料名) were produced from（材料名) harvested, picked or gathered in（本邦、シンガポール又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国名).」	
マレーシア協定	第16類、第18類から第20類までの産品	東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料名及び当該材料の収穫等がなされた国名	マレーシア協定原産地証明書の、「4. Item number (as necessary); Marks and numbers;	マレーシア協定	第16類、第18類から第20類までの産品	東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料名及び当該材料の収穫等がなされた国名	マレーシア協定原産地証明書の、「4. Item number (as necessary); Marks and numbers;

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前				
		第 19 類又は第 20 類の産品	東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料名及び当該材料の収穫等がなされた国名	Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances」の欄			第 19 類又は第 20 類の産品	東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料名及び当該材料の収穫等がなされた国名	Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances」の欄
タイ協定	第 7 類、第 16 類、第 18 類から第 20 類までの産品	東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料名、当該材料の収穫等がなされた国名	タイ協定原産地証明書、 「7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)」の欄		タイ協定	第 7 類、第 16 類、第 18 類から第 20 類までの産品	東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料名、当該材料の収穫等がなされた国名	タイ協定原産地証明書、 「7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)」の欄	
ブルネイ協定	第 4 類、第 11 類、第 16 類から第 20 類まで、第 29 類の産品	東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料名、当該材料の収穫等がなされた国名	ブルネイ協定原産地証明書の、「4. Item number(as necessary); Marks and numbers ; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number」の欄		ブルネイ協定	第 4 類、第 11 類、第 16 類から第 20 類まで、第 29 類の産品	東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料名、当該材料の収穫等がなされた国名	ブルネイ協定原産地証明書の、「4. Item number(as necessary); Marks and numbers ; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number」の欄	
フィリピン協定	第 18 類又は第 20 類の産品	東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料名、当該材料の収穫等がなされた国名	フィリピン協定原産地証明書の「4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of		フィリピン協定	第 18 類又は第 20 類の産品	東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料名、当該材料の収穫等がなされた国名	フィリピン協定原産地証明書の「4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
			good(s); HS code」の欄				good(s); HS code」の欄
なお、上記シンガポール協定に係る第19類又は第20類の產品に係る規則にあっては、東南アジア諸国連合の加盟国である国名の記載に代えて、「ASEAN」と記載することができるので留意する。 (vii) 次表の第 1 欄の経済連携協定に対応する第 2 欄の產品について、品目別規則において、当該產品の生産に東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料の使用を認める規則(以下、「繊維製品の規則」という。)が適用される場合は、材料名、該当する製造工程又は作業及び当該製造工程又は作業を行った国名(シンガポール協定にあっては、「The goods were produced from (材料名) with respect to which (作業又は加工の名称) had been conducted in (本邦又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国名).」)が同第 3 欄に示す所要の記載欄に記載されるので留意する。				なお、上記シンガポール協定に係る第19類又は第20類の產品に係る規則にあっては、東南アジア諸国連合の加盟国である国名の記載に代えて、「ASEAN」と記載することができるので留意する。 (vii) 次表の第 1 欄の経済連携協定に対応する第 2 欄の產品について、品目別規則において、当該產品の生産に東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料の使用を認める規則(以下、「繊維製品の規則」という。)が適用される場合は、材料名、該当する製造工程又は作業及び当該製造工程又は作業を行った国名(シンガポール協定にあっては、「The goods were produced from (材料名) with respect to which (作業又は加工の名称) had been conducted in (本邦又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国名).」)が同第 3 欄に示す所要の記載欄に記載されるので留意する。			
経済連携協定	対象	記載欄		経済連携協定	対象	記載欄	
シンガポール協定	第 50 類 から 第 63 類 までの產品	シンガポール協定原産地証明書の、「10 No.&Kind of Packages Description of Goods」の欄に記載される「品名」の後		シンガポール協定	第 50 類 から 第 63 類 までの產品	シンガポール協定原産地証明書の、「10 No.&Kind of Packages Description of Goods」の欄に記載される「品名」の後	
マレーシア協定	第 50 類 から 第 63 類 までの產品	マレーシア協定原産地証明書の、「4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances」の欄		マレーシア協定	第 50 類 から 第 63 類 までの產品	マレーシア協定原産地証明書の、「4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances」の欄	
タイ協定	第 61 類 又は 第 62 類 の 產品	タイ協定原産地証明書の、「7. Number and type of packages; description of goods(including quantity where appropriate and HS code of the importing country)」の欄		タイ協定	第 61 類 又は 第 62 類 の 產品	タイ協定原産地証明書の、「7. Number and type of packages; description of goods(including quantity where appropriate and HS code of the importing country)」の欄	
インドネシア協定	第 50 類 から 第 63 類 までの產品	インドネシア協定原産地証明書の、「4. Item number(as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification		インドネシア協定	第 50 類 から 第 63 類 までの產品	インドネシア協定原産地証明書の、「4. Item number(as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後

		number」の欄
ブルネイ協定	第 50 類 から 第 63 類 までの 製品	ブルネイ協定原産地証明書の、「4. Item number(as necessary); Marks and numbers ; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number」の欄
フィリピン協定	第 50 類 から 第 63 類 までの 製品	フィリピン協定原産地証明書の「4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code」の欄
ベトナム協定	第 50 類 から 第 63 類 までの 製品	ベトナム協定原産地証明書の「4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; HS code; Description of good(s)」の欄

なお、上記シンガポール協定に係る第50類から第63類までの製品に係る規則にあつては、東南アジア諸国連合の加盟国である国名の記載に代えて、「ASEAN」と記載することができるので留意する。

また、繊維製品の規則の適用に当たって、次表の第 1 欄の経済連携協定に対応する第 2 欄に掲げる解説を参考にするので留意する。

経済連携協定	運用上の手続規則
マレーシア協定	マレーシア運用上の手続規則別紙 4
タイ協定	タイ運用上の手続規則別紙 7
インドネシア協定	インドネシア運用上の手続規則別紙 4
ブルネイ協定	ブルネイ運用上の手続規則別紙 4
フィリピン協定	フィリピン運用上の手続規則別紙 6

なお、ベトナム協定においても、同種の文書があるところ、別途事務連絡する。

(viii) アセアン第三国ルール等の確認書類

上記のルールが適用されている場合、当該材料が東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の製品であるか否かについては、必要に応じて、関係書類の提出を輸入者に求め、適宜確認を行うものとし、関係書類の具体例については、次表第 2 欄の書類と

改正前

		number」の欄
ブルネイ協定	第 50 類 から 第 63 類 までの 製品	ブルネイ協定原産地証明書の、「4. Item number(as necessary); Marks and numbers ; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number」の欄
フィリピン協定	第 50 類 から 第 63 類 までの 製品	フィリピン協定原産地証明書の「4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code」の欄
ベトナム協定	第 50 類 から 第 63 類 までの 製品	ベトナム協定原産地証明書の「4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; HS code; Description of good(s)」の欄

なお、上記シンガポール協定に係る第50類から第63類までの製品に係る規則にあつては、東南アジア諸国連合の加盟国である国名の記載に代えて、「ASEAN」と記載することができるので留意する。

また、繊維製品の規則の適用に当たって、次表の第 1 欄の経済連携協定に対応する第 2 欄に掲げる解説を参考にするので留意する。

経済連携協定	運用上の手続規則
マレーシア協定	マレーシア運用上の手続規則別紙 4
タイ協定	タイ運用上の手続規則別紙 7
インドネシア協定	インドネシア運用上の手続規則別紙 4
ブルネイ協定	ブルネイ運用上の手続規則別紙 4
フィリピン協定	フィリピン運用上の手続規則別紙 6

なお、ベトナム協定においても、同種の文書があるところ、別途事務連絡する。

(viii) アセアン第三国ルール等の確認書類

上記のルールが適用されている場合、当該材料が東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の製品であるか否かについては、必要に応じて、関係書類の提出を輸入者に求め、適宜確認を行うものとし、関係書類の具体例については、次表第 2 欄の書類と

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																								
する。 <table border="1" data-bbox="159 316 1081 536"> <tr> <th>経済連携協定</th><th>適宜確認を行う関係書類の例</th></tr> <tr> <td>マレーシア協定</td><td>マレーシア運用上の手続規則別紙 3 に掲げる書類</td></tr> <tr> <td>タイ協定</td><td>タイ運用上の手続規則別紙 6 に掲げる書類</td></tr> <tr> <td>インドネシア協定</td><td>インドネシア運用上の手続規則別紙 3 に掲げる書類</td></tr> <tr> <td>ブルネイ協定</td><td>ブルネイ運用上の手続規則別紙 3 に掲げる書類</td></tr> <tr> <td>フィリピン協定</td><td>フィリピン運用上の手続規則別紙 5 に掲げる書類</td></tr> </table> なお、ベトナム協定においても、同種の文書があるところ、別途事務連絡する。 （チ）締約国原産地証明書が、スイス協定原産地申告であるときは、当該原産地申告が次のすべての要件を満たしていること。 （i） 原産性の証明を行う製品について特定できるように十分に詳細に記載されている仕入書、納品書その他の商業文書にスイス協定附属書 2 付録 3 に定める「The exporter of the products covered by this document (Authorisation No. 認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of (製品の原産地 (スイス又は日本) preferential origin)」の申告文が不足なく記載されていること。 （ii） スイス協定附属書 2 付録 3 に定める申告文中に、認定輸出者の認定番号（別途事務連絡する。）及び製品の原産地が記載されていること。 （iii） スイス協定附属書 2 付録 3 に定める申告文が記載された仕入書、納品書その他の商業文書の作成の日が輸入申告から 1 年以内であること。 上記（i）及び（ii）の記載は、タイプ印書、押印又は印刷によるものとし、手書きによるものは認められないので、留意する。 上記（ii）において、認定輸出者の認定番号が申告文に記載されていない場合、申告文に記載された認定輸出者の認定番号が、別途事務連絡する認定輸出者リストに含まれていない場合は、東京税関総括原産地調査官に報告する。 （リ）スイス協定原産地証明書及びスイス協定原産地申告には原則として関税率表番号の記載がないことに留意する。この場合には、輸入貨物に実際に適用されるべき関税率表番号に係る品目別規則が適用されたものとみなして差し支えないが、製品の原産性に疑義がある場合は、東京税関総括原産地調査官に報告する。	経済連携協定	適宜確認を行う関係書類の例	マレーシア協定	マレーシア運用上の手続規則別紙 3 に掲げる書類	タイ協定	タイ運用上の手続規則別紙 6 に掲げる書類	インドネシア協定	インドネシア運用上の手続規則別紙 3 に掲げる書類	ブルネイ協定	ブルネイ運用上の手続規則別紙 3 に掲げる書類	フィリピン協定	フィリピン運用上の手続規則別紙 5 に掲げる書類	する。 <table border="1" data-bbox="1158 316 2080 536"> <tr> <th>経済連携協定</th><th>適宜確認を行う関係書類の例</th></tr> <tr> <td>マレーシア協定</td><td>マレーシア運用上の手続規則別紙 3 に掲げる書類</td></tr> <tr> <td>タイ協定</td><td>タイ運用上の手続規則別紙 6 に掲げる書類</td></tr> <tr> <td>インドネシア協定</td><td>インドネシア運用上の手続規則別紙 3 に掲げる書類</td></tr> <tr> <td>ブルネイ協定</td><td>ブルネイ運用上の手続規則別紙 3 に掲げる書類</td></tr> <tr> <td>フィリピン協定</td><td>フィリピン運用上の手続規則別紙 5 に掲げる書類</td></tr> </table> なお、ベトナム協定においても、同種の文書があるところ、別途事務連絡する。 （チ）締約国原産地証明書が、スイス協定原産地申告であるときは、当該原産地申告が次のすべての要件を満たしていること。 （i） 原産性の証明を行う製品について特定できるように十分に詳細に記載されている仕入書、納品書その他の商業文書にスイス協定附属書 2 付録 3 に定める「The exporter of the products covered by this document (Authorisation No. 認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of (製品の原産地 (スイス又は日本) preferential origin)」の申告文が不足なく記載されていること。 （ii） スイス協定附属書 2 付録 3 に定める申告文中に、認定輸出者の認定番号（別途事務連絡する。）及び製品の原産地が記載されていること。 （iii） スイス協定附属書 2 付録 3 に定める申告文が記載された仕入書、納品書その他の商業文書の作成の日が輸入申告から 1 年以内であること。 上記（i）及び（ii）の記載は、タイプ印書、押印又は印刷によるものとし、手書きによるものは認められないので、留意する。 上記（ii）において、認定輸出者の認定番号が申告文に記載されていない場合、申告文に記載された認定輸出者の認定番号が、別途事務連絡する認定輸出者リストに含まれていない場合は、東京税関総括原産地調査官に報告する。 （リ）スイス協定原産地証明書及びスイス協定原産地申告には原則として関税率表番号の記載がないことに留意する。この場合には、輸入貨物に実際に適用されるべき関税率表番号に係る品目別規則が適用されたものとみなして差し支えないが、製品の原産性に疑義がある場合は、東京税関総括原産地調査官に報告する。	経済連携協定	適宜確認を行う関係書類の例	マレーシア協定	マレーシア運用上の手続規則別紙 3 に掲げる書類	タイ協定	タイ運用上の手続規則別紙 6 に掲げる書類	インドネシア協定	インドネシア運用上の手続規則別紙 3 に掲げる書類	ブルネイ協定	ブルネイ運用上の手続規則別紙 3 に掲げる書類	フィリピン協定	フィリピン運用上の手続規則別紙 5 に掲げる書類
経済連携協定	適宜確認を行う関係書類の例																								
マレーシア協定	マレーシア運用上の手続規則別紙 3 に掲げる書類																								
タイ協定	タイ運用上の手続規則別紙 6 に掲げる書類																								
インドネシア協定	インドネシア運用上の手続規則別紙 3 に掲げる書類																								
ブルネイ協定	ブルネイ運用上の手続規則別紙 3 に掲げる書類																								
フィリピン協定	フィリピン運用上の手続規則別紙 5 に掲げる書類																								
経済連携協定	適宜確認を行う関係書類の例																								
マレーシア協定	マレーシア運用上の手続規則別紙 3 に掲げる書類																								
タイ協定	タイ運用上の手続規則別紙 6 に掲げる書類																								
インドネシア協定	インドネシア運用上の手続規則別紙 3 に掲げる書類																								
ブルネイ協定	ブルネイ運用上の手続規則別紙 3 に掲げる書類																								
フィリピン協定	フィリピン運用上の手続規則別紙 5 に掲げる書類																								

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ハ 非原産国における積替え等に関する確認 輸入申告に係る貨物が、経済連携協定の締約国(令第61条第 1 項第 2 号ロに規定する締約国をいう。以下同じ。)からのものにあつては、令第61条第 1 項第 2 号ロ (1) 又は(2)に該当するものであるときは、当該貨物の課税価格の総額が20万円以下である場合を除き、通し船荷証券の写し等の同項第 2 号ロに規定する運送要件証明書が添付されていること及びそれぞれその記載事項の確認を行う。 なお、運送要件証明書(令第61条第 1 項第 2 号ロに規定する書類をいう。以下同じ。)として同項第 2 号ロに規定する書類のうち、通し船荷証券の写し又は当該貨物について積替え等がされた非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるときは、同項第 2 号ロ (1) 若しくは(2)に該当することを証する書類の提出(これが不可能であるときは、積替地等についての締約国原産地証明書への記載)をもって、運送要件証明書として同項第 2 号ロに規定する書類のうち、その他税関長が適当と認める書類の提出があったものとして取り扱って差し支えない。この場合においても、当該貨物が締約国原産品(令第61条第 1 項第 2 号イに規定する原産品をいう。以下同じ。)であることを確認する必要があるので、留意する。 (2) 蔵入申請等の受理担当審査官による取扱い 受理担当審査官が蔵入申請等を受理しようとするときの取扱いは、上記(1)を準用する。この場合において、「輸入申告」とあるのは「蔵入申請等」と、「同条第 4 項」とあるのは「令第36条の 3 第 3 項又は第51条の12第 3 項」と、「同条第 5 項及び第 6 項」とあるのは「令第61条第 5 項及び第 6 項」と読み替えるものとする。 (3) 郵便物についての取扱い E P A 税率の適用を受けようとする郵便物についての法第76条第 1 項ただし書の規定による検査その他当該郵便物に係る税関の審査については、上記(1)に準ずる。	ハ 非原産国における積替え等に関する確認 輸入申告に係る貨物が、経済連携協定の締約国(令第61条第 1 項第 2 号イに規定する締約国をいう。以下同じ。)からのものにあつては、令第61条第 1 項第 2 号ロ (1) 又は(2)に該当するものであるときは、当該貨物の課税価格の総額が20万円以下である場合を除き、通し船荷証券の写し等の同項第 2 号ロに規定する運送要件証明書が添付されていること及びそれぞれその記載事項の確認を行う。 なお、運送要件証明書(令第61条第 1 項第 2 号ロに規定する書類をいう。以下同じ。)として同項第 2 号ロに規定する書類のうち、通し船荷証券の写し又は当該貨物について積替え等がされた非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるときは、同項第 2 号ロ (1) 若しくは(2)に該当することを証する書類の提出(これが不可能であるときは、積替地等についての締約国原産地証明書への記載)をもって、運送要件証明書として同項第 2 号ロに規定する書類のうち、その他税関長が適当と認める書類の提出があったものとして取り扱って差し支えない。この場合においても、当該貨物が締約国原産品(令第61条第 1 項第 2 号イに規定する原産品をいう。以下同じ。)であることを確認する必要があるので、留意する。 (2) 蔵入申請等の受理担当審査官による取扱い 受理担当審査官が蔵入申請等を受理しようとするときの取扱いは、上記(1)を準用する。この場合において、「輸入申告」とあるのは「蔵入申請等」と、「同条第 4 項」とあるのは「令第36条の 3 第 3 項又は第51条の12第 3 項」と、「同条第 5 項及び第 6 項」とあるのは「令第61条第 5 項及び第 6 項」と読み替えるものとする。 (3) 郵便物についての取扱い E P A 税率の適用を受けようとする郵便物についての法第76条第 1 項ただし書の規定による検査その他当該郵便物に係る税関の審査については、上記(1)に準ずる。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																																																		
（経済連携協定原産品の認定の基準） 68－５－２ 経済連携協定における関税についての特別の規定による便益による税率を適用する場合において、輸入貨物が当該経済連携協定の締約国原産品とされるものであるかの認定については、次の表の第 1 欄に掲げる経済連携協定に対応する同表第 2 欄に掲げる原産地規則に関する規定に基づき行うものとする。 なお、これらの規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のための原産地認定には適用されないので、留意する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>経済連携協定</th><th>原産地規則に係る規定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シンガポール協定</td><td>シンガポール協定第 3 章第22条から第26条まで及び第28条から第28条の A まで</td></tr> <tr> <td>メキシコ協定</td><td>メキシコ協定第 4 章第22条から第34条まで及び第38条</td></tr> <tr> <td>マレーシア協定</td><td>マレーシア協定第 3 章第27条から第31条まで及び第33条から第38条まで</td></tr> <tr> <td>チリ協定</td><td>チリ協定第 4 章第29条から第40条まで及び第54条</td></tr> <tr> <td>タイ協定</td><td>タイ協定第 3 章第27条から第31条まで及び第33条から第38条まで</td></tr> <tr> <td>インドネシア協定</td><td>インドネシア協定第 3 章第28条から第32条まで及び第34条から第39条まで</td></tr> <tr> <td>ブルネイ協定</td><td>ブルネイ協定第 3 章第23条から第27条まで及び第30条から第35条まで</td></tr> <tr> <td>アセアン包括協定</td><td>アセアン包括協定第 3 章第23条から第30条まで及び第32条から第35条まで</td></tr> <tr> <td>フィリピン協定</td><td>フィリピン協定第 3 章第28条から第32条まで及び第34条から第39条まで</td></tr> <tr> <td>スイス協定</td><td>スイス協定附属書 2 第 1 条から第13条まで</td></tr> <tr> <td>ベトナム協定</td><td>ベトナム協定第 3 章第23条から第30条まで及び第32条から第35条まで</td></tr> <tr> <td>インド協定</td><td>インド協定第 3 章第26条から第33条まで及び第35条から第39条まで</td></tr> </tbody> </table>	経済連携協定	原産地規則に係る規定	シンガポール協定	シンガポール協定第 3 章第22条から第26条まで及び第28条から第28条の A まで	メキシコ協定	メキシコ協定第 4 章第22条から第34条まで及び第38条	マレーシア協定	マレーシア協定第 3 章第27条から第31条まで及び第33条から第38条まで	チリ協定	チリ協定第 4 章第29条から第40条まで及び第54条	タイ協定	タイ協定第 3 章第27条から第31条まで及び第33条から第38条まで	インドネシア協定	インドネシア協定第 3 章第28条から第32条まで及び第34条から第39条まで	ブルネイ協定	ブルネイ協定第 3 章第23条から第27条まで及び第30条から第35条まで	アセアン包括協定	アセアン包括協定第 3 章第23条から第30条まで及び第32条から第35条まで	フィリピン協定	フィリピン協定第 3 章第28条から第32条まで及び第34条から第39条まで	スイス協定	スイス協定附属書 2 第 1 条から第13条まで	ベトナム協定	ベトナム協定第 3 章第23条から第30条まで及び第32条から第35条まで	インド協定	インド協定第 3 章第26条から第33条まで及び第35条から第39条まで	（経済連携協定原産品の認定の基準） 68－５－２ 経済連携協定における関税についての特別の規定による便益による税率を適用する場合において、輸入貨物が当該経済連携協定の締約国原産品とされるものであるかの認定については、次の表の第 1 欄に掲げる経済連携協定に対応する同表第 2 欄に掲げる原産地規則に関する規定に基づき行うものとする。 なお、これらの規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のための原産地認定には適用されないので、留意する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>経済連携協定</th><th>原産地規則に係る規定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シンガポール協定</td><td>シンガポール協定第 3 章第22条から第26条まで及び第28条から第28条の A まで</td></tr> <tr> <td>メキシコ協定</td><td>メキシコ協定第 4 章第22条から第34条まで及び第38条</td></tr> <tr> <td>マレーシア協定</td><td>マレーシア協定第 3 章第27条から第31条まで及び第33条から第38条まで</td></tr> <tr> <td>チリ協定</td><td>チリ協定第 4 章第29条から第40条まで及び第54条</td></tr> <tr> <td>タイ協定</td><td>タイ協定第 3 章第27条から第31条まで及び第33条から第38条まで</td></tr> <tr> <td>インドネシア協定</td><td>インドネシア協定第 3 章第28条から第32条まで及び第34条から第39条まで</td></tr> <tr> <td>ブルネイ協定</td><td>ブルネイ協定第 3 章第23条から第27条まで及び第30条から第35条まで</td></tr> <tr> <td>アセアン包括協定</td><td>アセアン包括協定第 3 章第23条から第30条まで及び第32条から第35条まで</td></tr> <tr> <td>フィリピン協定</td><td>フィリピン協定第 3 章第28条から第32条まで及び第34条から第39条まで</td></tr> <tr> <td>スイス協定</td><td>スイス協定附属書 2 第 1 条から第13条まで</td></tr> <tr> <td>ベトナム協定</td><td>ベトナム協定第 3 章第23条から第30条まで及び第32条から第35条まで</td></tr> </tbody> </table>	経済連携協定	原産地規則に係る規定	シンガポール協定	シンガポール協定第 3 章第22条から第26条まで及び第28条から第28条の A まで	メキシコ協定	メキシコ協定第 4 章第22条から第34条まで及び第38条	マレーシア協定	マレーシア協定第 3 章第27条から第31条まで及び第33条から第38条まで	チリ協定	チリ協定第 4 章第29条から第40条まで及び第54条	タイ協定	タイ協定第 3 章第27条から第31条まで及び第33条から第38条まで	インドネシア協定	インドネシア協定第 3 章第28条から第32条まで及び第34条から第39条まで	ブルネイ協定	ブルネイ協定第 3 章第23条から第27条まで及び第30条から第35条まで	アセアン包括協定	アセアン包括協定第 3 章第23条から第30条まで及び第32条から第35条まで	フィリピン協定	フィリピン協定第 3 章第28条から第32条まで及び第34条から第39条まで	スイス協定	スイス協定附属書 2 第 1 条から第13条まで	ベトナム協定	ベトナム協定第 3 章第23条から第30条まで及び第32条から第35条まで
経済連携協定	原産地規則に係る規定																																																		
シンガポール協定	シンガポール協定第 3 章第22条から第26条まで及び第28条から第28条の A まで																																																		
メキシコ協定	メキシコ協定第 4 章第22条から第34条まで及び第38条																																																		
マレーシア協定	マレーシア協定第 3 章第27条から第31条まで及び第33条から第38条まで																																																		
チリ協定	チリ協定第 4 章第29条から第40条まで及び第54条																																																		
タイ協定	タイ協定第 3 章第27条から第31条まで及び第33条から第38条まで																																																		
インドネシア協定	インドネシア協定第 3 章第28条から第32条まで及び第34条から第39条まで																																																		
ブルネイ協定	ブルネイ協定第 3 章第23条から第27条まで及び第30条から第35条まで																																																		
アセアン包括協定	アセアン包括協定第 3 章第23条から第30条まで及び第32条から第35条まで																																																		
フィリピン協定	フィリピン協定第 3 章第28条から第32条まで及び第34条から第39条まで																																																		
スイス協定	スイス協定附属書 2 第 1 条から第13条まで																																																		
ベトナム協定	ベトナム協定第 3 章第23条から第30条まで及び第32条から第35条まで																																																		
インド協定	インド協定第 3 章第26条から第33条まで及び第35条から第39条まで																																																		
経済連携協定	原産地規則に係る規定																																																		
シンガポール協定	シンガポール協定第 3 章第22条から第26条まで及び第28条から第28条の A まで																																																		
メキシコ協定	メキシコ協定第 4 章第22条から第34条まで及び第38条																																																		
マレーシア協定	マレーシア協定第 3 章第27条から第31条まで及び第33条から第38条まで																																																		
チリ協定	チリ協定第 4 章第29条から第40条まで及び第54条																																																		
タイ協定	タイ協定第 3 章第27条から第31条まで及び第33条から第38条まで																																																		
インドネシア協定	インドネシア協定第 3 章第28条から第32条まで及び第34条から第39条まで																																																		
ブルネイ協定	ブルネイ協定第 3 章第23条から第27条まで及び第30条から第35条まで																																																		
アセアン包括協定	アセアン包括協定第 3 章第23条から第30条まで及び第32条から第35条まで																																																		
フィリピン協定	フィリピン協定第 3 章第28条から第32条まで及び第34条から第39条まで																																																		
スイス協定	スイス協定附属書 2 第 1 条から第13条まで																																																		
ベトナム協定	ベトナム協定第 3 章第23条から第30条まで及び第32条から第35条まで																																																		

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後

(経済連携協定の品目別規則の取扱い)

68－5－4

(1) 関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた経済連携協定品目別規則(関税暫定措置法第7条の8に規定する経済連携協定の附属書(スイス協定においては附属書2付録1)で定める品目別規則をいう。以下同じ。)の適用対象となる「材料」は非原産材料のみであり、「非原産材料」とは、経済連携協定上の原産品とされない材料をいう。

(2) 次の表に掲げる協定において、同表第2欄に掲げる品目別規則は全ての品目に対して定められておらず、品目別規則が定められていない品目に関しては、同表第3欄に掲げる規定が適用されることとなるので留意する。

経済連携協定	品目別規則	品目別規則が定められていない場合に適用される規定
アセアン包括協定	附属書2	第26条1
スイス協定	附属書2付録1	附属書2第4条1
ベトナム協定	附属書2	第26条1
インド協定	附属書2	第29条1

(3) 産品が原産資格割合及び域内原産割合（以下、この節において「原産資格割合」という。）並びに産品の工場渡し価額に対する非原産材料の最大の価額の割合の要件の対象となる場合において、附属品等、小売用包装材料及び船積み用こん包材料に係る扱いは次の表第2欄から第4欄のとおりとする。

なお、この表における「考慮しない」とは、具体的には、後記68－5－4(5)、同(6)イ及び同(7)イの計算式において「産品の取引価額」(FOB価額の読替え。スイス協定にあっては産品の工場渡し価額)から当該附属品等、小売用包装材料及び船積み用こん包材料の価額を差し引かないことを示す。

経済連携協定	附属品等の扱い	小売用包装材料の扱い	船積み用こん包材料の扱い
メキシコ協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。

改正前

(経済連携協定の品目別規則の取扱い)

68－5－4

(1) 関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた経済連携協定品目別規則(関税暫定措置法第7条の8に規定する経済連携協定の附属書(スイス協定においては附属書2付録1)で定める品目別規則をいう。以下同じ。)の適用対象となる「材料」は非原産材料のみであり、「非原産材料」とは、経済連携協定上の原産品とされない材料をいう。

(2) 次の表に掲げる協定において、同表第2欄に掲げる品目別規則は全ての品目に対して定められておらず、品目別規則が定められていない品目に関しては、同表第3欄に掲げる規定が適用されることとなるので留意する。

経済連携協定	品目別規則	品目別規則が定められていない場合に適用される規定
アセアン包括協定	附属書2	第26条1
スイス協定	附属書2付録1	附属書2第4条1
ベトナム協定	附属書2	第26条1

(3) 産品が原産資格割合及び域内原産割合（以下、この節において「原産資格割合」という。）並びに産品の工場渡し価額に対する非原産材料の最大の価額の割合の要件の対象となる場合において、附属品等、小売用包装材料及び船積み用こん包材料に係る扱いは次の表第2欄から第4欄のとおりとする。

なお、この表における「考慮しない」とは、具体的には、後記68－5－4(5)、同(6)イ及び同(7)イの計算式において「産品の取引価額」(FOB価額の読替え。スイス協定にあっては産品の工場渡し価額)から当該附属品等、小売用包装材料及び船積み用こん包材料の価額を差し引かないことを示す。

経済連携協定	附属品等の扱い	小売用包装材料の扱い	船積み用こん包材料の扱い
メキシコ協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
マレーシア協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料とみなす。	マレーシア協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料とみなす。
チリ協定	考慮しない。	考慮しない。	考慮しない。	チリ協定	考慮しない。	考慮しない。	考慮しない。
タイ協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。	タイ協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。
インドネシア協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料とみなす。	インドネシア協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料とみなす。
ブルネイ協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。	ブルネイ協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。
アセアン包括協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。	アセアン包括協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。
フィリピン協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料とみなす。	フィリピン協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料とみなす。
スイス協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。	スイス協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。
ベトナム協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。	ベトナム協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。
インド協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。				
(4) 原産資格割合を用いたシンガポール品目別規則の適用において、貨物がシンガポールにおいて「十分な変更」が加えられたとされ、シンガポール原産品として認定されるためには、当該貨物の「原産資格割合」が、同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業（シンガポール協定第22条(c)の「生産」の定義には入らない品質検査等の製品の価値を高める作業を指す。）が最後に行われた国がシンガ				(4) 原産資格割合を用いたシンガポール品目別規則の適用において、貨物がシンガポールにおいて「十分な変更」が加えられたとされ、シンガポール原産品として認定されるためには、当該貨物の「原産資格割合」が、同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業（シンガポール協定第22条(c)の「生産」の定義には入らない品質検査等の製品の価値を高める作業を指す。）が最後に行われた国がシンガ			

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ポール又は同協定第24条 1 の適用による本邦であることが必要とされる。 イ 「原産資格割合」は、次により算出する。 $\text{原産資格割合}(\%) = \frac{\text{F O B 価額} - \text{非原産資格価額}}{\text{F O B 価額}} \times 100$ この場合における用語の意義は次による。 (イ) 「F O B 価額」とは、シンガポールから送り出される貨物のシンガポールの送出港における、買手から売手に支払われる貨物の本船甲板渡し価額であり、これには送り出した際に軽減され、免除され又は払い戻された内国税を含まない。 (ロ) 「非原産資格価額」とは、貨物の生産に当たって生産者により使用されたすべての材料の非原産資格価額を合計したものである。 なお、「非原産資格価額」の算出に当たり、材料の価額は、シンガポールに輸入された際の C I F 価格（関税評価協定に従って決定される価格）とする。ただし、当該価格が不明で確認することができない場合には、当該材料についてのシンガポールにおける確認可能な最初の買手から売手に支払われる当該材料に係る支払い価格とする。この場合において、シンガポール協定第 26 条に規定する「十分な変更とみなされない作業」によって付加された価値については、当然算入することになるので留意する。 ロ 上記イの(ロ)により規定する非原産資格価額は、次の計算式により算出する。 $\text{非原産資格価額} = \text{材料価額の総額} - \text{すべての材料の原産資格価額}$ この場合において、 (イ) 「材料価額の総額」とは、当該貨物の生産に当たって使用されたすべての材料の価額の総額をいう。 (ロ) 「すべての材料の原産資格価額」とは、すべての材料の「原産資格価額」の総額をいう。 ハ 上記ロの(ロ)における各材料の「原産資格価額」は、次のとおり算出する。 (イ) 各材料が、本邦又はシンガポールにおいて最後の生産又は作業が行われた材料であって、かつ、当該材料の価額のうち、「本邦又はシンガポールに	ポール又は同協定第24条 1 の適用による本邦であることが必要とされる。 イ 「原産資格割合」は、次により算出する。 $\text{原産資格割合}(\%) = \frac{\text{F O B 価額} - \text{非原産資格価額}}{\text{F O B 価額}} \times 100$ この場合における用語の意義は次による。 (イ) 「F O B 価額」とは、シンガポールから送り出される貨物のシンガポールの送出港における、買手から売手に支払われる貨物の本船甲板渡し価額であり、これには送り出した際に軽減され、免除され又は払い戻された内国税を含まない。 (ロ) 「非原産資格価額」とは、貨物の生産に当たって生産者により使用されたすべての材料の非原産資格価額を合計したものである。 なお、「非原産資格価額」の算出に当たり、材料の価額は、シンガポールに輸入された際の C I F 価格（関税評価協定に従って決定される価格）とする。ただし、当該価格が不明で確認することができない場合には、当該材料についてのシンガポールにおける確認可能な最初の買手から売手に支払われる当該材料に係る支払い価格とする。この場合において、シンガポール協定第 26 条に規定する「十分な変更とみなされない作業」によって付加された価値については、当然算入することになるので留意する。 ロ 上記イの(ロ)により規定する非原産資格価額は、次の計算式により算出する。 $\text{非原産資格価額} = \text{材料価額の総額} - \text{すべての材料の原産資格価額}$ この場合において、 (イ) 「材料価額の総額」とは、当該貨物の生産に当たって使用されたすべての材料の価額の総額をいう。 (ロ) 「すべての材料の原産資格価額」とは、すべての材料の「原産資格価額」の総額をいう。 ハ 上記ロの(ロ)における各材料の「原産資格価額」は、次のとおり算出する。 (イ) 各材料が、本邦又はシンガポールにおいて最後の生産又は作業が行われた材料であって、かつ、当該材料の価額のうち、「本邦又はシンガポールに

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
帰せられる当該材料の原産価額」（すなわち、当該材料の生産においてシンガポール又はシンガポール協定第24条 1 の適用による本邦で付加された価値（当該材料の生産に使用された材料のうち、同協定上、シンガポール又は同協定第24条 1 の適用による本邦を原産とする材料の価額も含む。）をいう。）の占める割合が40%以上である場合には、当該材料の「原産資格価額」は当該材料の価額に等しい価額とする（例：40%→100%）。 （<u>ロ</u>）各材料が上記（イ）の要件を満たさない場合には、当該材料の「原産資格価額」は「本邦又はシンガポールに帰せられる当該材料の原産価額」と同額とする（例：39%→39%）。 （5） 域内原産割合を用いたメキシコ品目別規則における製品の域内原産割合は、取引価額方式により算出し、次の計算式により算定する。 $\text{域内原産割合 (\%)} = \frac{\text{製品の取引価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{製品の取引価額}} \times 100$ この場合における用語の意義は次による。 イ「製品の取引価額」とは、メキシコから送り出される貨物のメキシコの送出国における、買手から売手に支払われる貨物の本船甲板渡し価額である。ただし、メキシコの生産者が製品を直接送り出さない場合には、メキシコにおいて買手が当該生産者から当該製品を受領する地点における価額となる等、メキシコ協定第23条 3、4 及び 5 に特別の規定が定められているので、留意する。 ロ「非原産材料価額」とは、製品の生産において生産者が使用したすべての非原産材料の価額をいうものとし、次のとおり算出する。 （イ）メキシコ協定第24条 4（a）の規定により、製品の生産に当たって生産者が取得し、かつ、使用する原産材料の生産において、当該原産材料の生産者が使用した非原産材料の価額は、非原産材料価額に含めないで、留意する。例えば、メキシコ品目別規則において満たすべき域内原産割合が60%以上である旨規定されている材料の場合、当該材料に含まれる原産材料の価額の割合が70%、非原産材料の価額の割合が20%、諸経費の価額の割合が10%であるときには、当該材料は原産材料と認められることから、当該材料に含まれる非原産材料の価額は、非原産材料価額の算出に当たって考慮しない。他方、当該材料に含まれる原産材料の価額の割合が40%、非原産材料の価額の割合が50%、諸経費の価額の割合が10%であるときには、当該材料は非原産材料	帰せられる当該材料の原産価額」（すなわち、当該材料の生産においてシンガポール又はシンガポール協定第24条 1 の適用による本邦で付加された価値（当該材料の生産に使用された材料のうち、同協定上、シンガポール又は同協定第24条 1 の適用による本邦を原産とする材料の価額も含む。）をいう。）の占める割合が40%以上である場合には、当該材料の「原産資格価額」は当該材料の価額に等しい価額とする（例：40%→100%）。 （<u>ロ</u>）各材料が上記（イ）の要件を満たさない場合には、当該材料の「原産資格価額」は「本邦又はシンガポールに帰せられる当該材料の原産価額」と同額とする（例：39%→39%）。 （5） 域内原産割合を用いたメキシコ品目別規則における製品の域内原産割合は、取引価額方式により算出し、次の計算式により算定する。 $\text{域内原産割合 (\%)} = \frac{\text{製品の取引価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{製品の取引価額}} \times 100$ この場合における用語の意義は次による。 イ「製品の取引価額」とは、メキシコから送り出される貨物のメキシコの送出国における、買手から売手に支払われる貨物の本船甲板渡し価額である。ただし、メキシコの生産者が製品を直接送り出さない場合には、メキシコにおいて買手が当該生産者から当該製品を受領する地点における価額となる等、メキシコ協定第23条 3、4 及び 5 に特別の規定が定められているので、留意する。 ロ「非原産材料価額」とは、製品の生産において生産者が使用したすべての非原産材料の価額をいうものとし、次のとおり算出する。 （イ）メキシコ協定第24条 4（a）の規定により、製品の生産に当たって生産者が取得し、かつ、使用する原産材料の生産において、当該原産材料の生産者が使用した非原産材料の価額は、非原産材料価額に含めないで、留意する。例えば、メキシコ品目別規則において満たすべき域内原産割合が60%以上である旨規定されている材料の場合、当該材料に含まれる原産材料の価額の割合が70%、非原産材料の価額の割合が20%、諸経費の価額の割合が10%であるときには、当該材料は原産材料と認められることから、当該材料に含まれる非原産材料の価額は、非原産材料価額の算出に当たって考慮しない。他方、当該材料に含まれる原産材料の価額の割合が40%、非原産材料の価額の割合が50%、諸経費の価額の割合が10%であるときには、当該材料は非原産材料

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
と認められることから、当該材料に含まれる非原産材料の価額は、非原産材料価額に含まれることとなるので、留意する。 (ロ) メキシコ協定第26条の規定に基づき製品の生産者が中間材料（後記ハ参照）として指定する自己生産の原産材料において、当該生産者が使用した非原産材料の価額も同様に、同協定第24条 4 (b) の規定により、非原産材料価額に含めないこととなる。 (ハ) 域内原産割合を計算するに際し、協定に規定される原産資格を与えることとならない作業によって付加された価値については当然算入することになるので留意する。なお、メキシコ協定の下での原産品の認定に当たっては、協定第34条に規定する作業のみにより付加された価値が、メキシコ協定附属書 4 に定める割合を満たす場合は、メキシコ協定の下での原産品とはならないことに留意する。 ハ 製品の生産者は、域内原産割合を用いたメキシコ品目別規則の域内原産割合の決定に当たり、メキシコ協定第26条の規定により、自己生産の材料を同条に規定する中間材料として指定することができる。当該規定を適用した場合には、メキシコ協定原産地証明書の「9. Other instances」の欄に「I M」と表示される。 ただし、当該中間材料が域内原産割合を用いたメキシコ品目別規則の対象となる場合には、当該中間材料の域内原産割合は45%以上でなければならない。この場合において、当該中間材料の価額は、メキシコ統一規則の附属書 1 に規定されるとおり、租税関係報告、財務関係報告、社内管理、財務計画等、企業の社内管理で用いられる方法を用いることができるが、メキシコ協定第 4 章の規定の脱法行為を目的とすると認められる場合には、合理的な方法とはみなされないので、留意する。 (6) マレーシア協定、チリ協定、タイ協定、インドネシア協定、ブルネイ協定、アセアン包括協定、フィリピン協定、<u>ベトナム協定又はインド協定</u>に係る「原産資格割合」又は「域内原産割合」を用いた品目別規則の適用において、製品が締約国原産品と認定されるためには、当該製品の「原産資格割合」又は「域内原産割合」が、当該品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上の生産又は作業を行い、これに更に当該輸出締約国で何らかの生産又は作業（<u>インド協定については、同協定第33条に規定する原産資格を与えることとならない作業を超える水準の生産又は作業</u>）を行う場合）であることが必要であるので留意する。	と認められることから、当該材料に含まれる非原産材料の価額は、非原産材料価額に含まれることとなるので、留意する。 (ロ) メキシコ協定第26条の規定に基づき製品の生産者が中間材料（後記ハ参照）として指定する自己生産の原産材料において、当該生産者が使用した非原産材料の価額も同様に、同協定第24条 4 (b) の規定により、非原産材料価額に含めないこととなる。 (ハ) 域内原産割合を計算するに際し、協定に規定される原産資格を与えることとならない作業によって付加された価値については当然算入することになるので留意する。なお、メキシコ協定の下での原産品の認定に当たっては、協定第34条に規定する作業のみにより付加された価値が、メキシコ協定附属書 4 に定める割合を満たす場合は、メキシコ協定の下での原産品とはならないことに留意する。 ハ 製品の生産者は、域内原産割合を用いたメキシコ品目別規則の域内原産割合の決定に当たり、メキシコ協定第26条の規定により、自己生産の材料を同条に規定する中間材料として指定することができる。当該規定を適用した場合には、メキシコ協定原産地証明書の「9. Other instances」の欄に「I M」と表示される。 ただし、当該中間材料が域内原産割合を用いたメキシコ品目別規則の対象となる場合には、当該中間材料の域内原産割合は45%以上でなければならない。この場合において、当該中間材料の価額は、メキシコ統一規則の附属書 1 に規定されるとおり、租税関係報告、財務関係報告、社内管理、財務計画等、企業の社内管理で用いられる方法を用いることができるが、メキシコ協定第 4 章の規定の脱法行為を目的とすると認められる場合には、合理的な方法とはみなされないので、留意する。 (6) マレーシア協定、チリ協定、タイ協定、インドネシア協定、ブルネイ協定、アセアン包括協定、フィリピン協定<u>又はベトナム協定</u>に係る「原産資格割合」又は「域内原産割合」を用いた品目別規則の適用において、製品が締約国原産品と認定されるためには、当該製品の「原産資格割合」又は「域内原産割合」が、当該品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上の生産又は作業を行い、これに更に当該輸出締約国で何らかの生産又は作業を行う場合）であることが必要であるので留意する。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
イ 原産資格割合は、次により算出する。 $\text{原産資格割合 (\%)} = \frac{\text{F O B 価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{F O B 価額}} \times 100$ なお、チリ協定については、他に $\text{原産資格割合 (\%)} = \frac{\text{原産材料価額}}{\text{F O B 価額}} \times 100$ を、 <u>インド協定については、他に</u> $\text{原産資格割合 (\%)} = \frac{\text{原産材料価額} + \text{直接労務費} + \text{直接経費} + \text{利益}}{\text{F O B 価額}} \times 100$ を選択し適用することができるものとする。 この場合における用語の意義は次による。 (イ) 「F O B 価額」（チリ協定では「製品の取引価額」に読み替える。）とは、輸出締約国から送り出される貨物の輸出締約国の送出港における、買手から売手に支払われる貨物の本船渡し価額であり、これには送り出した際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。なお、製品の本船渡し価額は存在するが、その額が不明で確認することができない場合、及び製品の本船渡し価額が存在しない場合には関税評価協定第 1 条から第 8 条まで（チリ協定では「第 2 条から第 7 条まで」とする。）の規定に従って決定される価額とすることに留意する。 (ロ) 「非原産材料価額」とは、製品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいい、個々の非原産材料の価額は、輸出締約国に輸入された際の C I F 価額であって、関税評価協定に従って決定される価額とする。なお、当該個々の非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国の領域における確認可能な最初の支払に係る価格であり、当該締約国の領域において要する運賃、保険料、こん包費その他すべての費用及び当該締約国の領域において要する他の費用を除	イ 原産資格割合は、次により算出する。 $\text{原産資格割合 (\%)} = \frac{\text{F O B 価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{F O B 価額}} \times 100$ なおチリ協定については、他に $\text{原産資格割合 (\%)} = \frac{\text{原産材料価額}}{\text{F O B 価額}} \times 100$ を選択し適用することができるものとする。 この場合における用語の意義は次による。 (イ) 「F O B 価額」（チリ協定では「製品の取引価額」に読み替える。）とは、輸出締約国から送り出される貨物の輸出締約国の送出港における、買手から売手に支払われる貨物の本船渡し価額であり、これには送り出した際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。なお、製品の本船渡し価額は存在するが、その額が不明で確認することができない場合、及び製品の本船渡し価額が存在しない場合には関税評価協定第 1 条から第 8 条まで（チリ協定では「第 2 条から第 7 条まで」とする。）の規定に従って決定される価額とすることに留意する。 (ロ) 「非原産材料価額」とは、製品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいい、個々の非原産材料の価額は、輸出締約国に輸入された際の C I F 価額であって、関税評価協定に従って決定される価額とする。なお、当該個々の非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国の領域における確認可能な最初の支払に係る価格であり、当該締約国の領域において要する運賃、保険料、こん包費その他すべての費用及び当該締約国の領域において要する他の費用を除

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
外することができるので留意する。 （ハ）「原産材料価額」とは、製品の生産において使用されるすべての原産材料の価額をいい、チリ協定第31条及びインド協定第30条の規定に従って決定される価額をいう。 ロ 原産資格割合又は域内原産割合を計算するに際し、協定に規定される原産資格を与えることとならない作業によって付加された価値については、当然算入することになるので留意する。なお、チリ協定の下での締約国原産品の認定に当たっては、協定第40条に規定する作業のみにより付加された価値が、チリ協定附属書 2 に定める割合を満たす場合は、チリ協定の下での締約国原産品とはならないことに留意する。 ハ 上記の原産資格割合又は域内原産割合を計算するに際し、当該製品の非原産材料価額には、当該製品の生産に当たって使用される締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額は含めない。 （7） スイス協定における「VNM」とは、製品の工場渡し価額に対する非原産材料の最大の価額であり、製品が締約国原産品と認定されるためには、スイス協定附属書 2 第 4 条 1 (a) に定める価額の割合又は同協定附属書 2 付録 1 品目別規則に定める「VNM」の割合以下である生産又は作業が最後に行われた国の関税地域が、スイス又は本邦の関税地域（スイス協定第 3 条 (b) に定める関税地域をいう。）であることが必要であるので留意する。 イ 製品がスイス協定附属書 2 第 4 条 1 (a) 及び 2 に定める価額の割合、又は同協定附属書 2 付録 1 品目別規則に定める「VNM」以下の割合であるかどうかの算出は、次により行う。 $\text{割合（％）} = \frac{\text{非原産材料の価額}}{\text{製品の工場渡し価額}} \times 100$ この場合における「製品の工場渡し価額」とは、締約国の関税地域に所在する生産者であって、最後の作業又は加工を行った者への支払いに係る価額であり、当該価額には使用されたすべての材料の価額、賃金その他の費用及び利益（ただし、利益については、製品が輸出される際に還付され、又は払い戻された内国税を減じた額とする。）を含む。また、「非原産材料の価額」とは、製品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいい、個々の非原産材料の価額は、輸出締約国に輸入された際の CIF 価額であって、関税評価協定に従って決定される価額とする。なお、当該個々の非原産	外することができるので留意する。 （ハ）「原産材料価額」とは、製品の生産において使用されるすべての原産材料の価額をいい、チリ協定第31条の規定に従って決定される価額をいう。 ロ 原産資格割合又は域内原産割合を計算するに際し、協定に規定される原産資格を与えることとならない作業によって付加された価値については、当然算入することになるので留意する。なお、チリ協定の下での締約国原産品の認定に当たっては、協定第40条に規定する作業のみにより付加された価値が、チリ協定附属書 2 に定める割合を満たす場合は、チリ協定の下での締約国原産品とはならないことに留意する。 ハ 上記の原産資格割合又は域内原産割合を計算するに際し、当該製品の非原産材料価額には、当該製品の生産に当たって使用される締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額は含めない。 （7） スイス協定における「VNM」とは、製品の工場渡し価額に対する非原産材料の最大の価額であり、製品が締約国原産品と認定されるためには、スイス協定附属書 2 第 4 条 1 (a) に定める価額の割合又は同協定附属書 2 付録 1 品目別規則に定める「VNM」の割合以下である生産又は作業が最後に行われた国の関税地域が、スイス又は本邦の関税地域（スイス協定第 3 条 (b) に定める関税地域をいう。）であることが必要であるので留意する。 イ 製品がスイス協定附属書 2 第 4 条 1 (a) 及び 2 に定める価額の割合、又は同協定附属書 2 付録 1 品目別規則に定める「VNM」以下の割合であるかどうかの算出は、次により行う。 $\text{割合（％）} = \frac{\text{非原産材料の価額}}{\text{製品の工場渡し価額}} \times 100$ この場合における「製品の工場渡し価額」とは、締約国の関税地域に所在する生産者であって、最後の作業又は加工を行った者への支払いに係る価額であり、当該価額には使用されたすべての材料の価額、賃金その他の費用及び利益（ただし、利益については、製品が輸出される際に還付され、又は払い戻された内国税を減じた額とする。）を含む。また、「非原産材料の価額」とは、製品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいい、個々の非原産材料の価額は、輸出締約国に輸入された際の CIF 価額であって、関税評価協定に従って決定される価額とする。なお、当該個々の非原産

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国の関税地域における確認可能な最初の支払いに係る価額であり、当該締約国の関税地域において要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国の関税地域において要する他の費用を除外することができるので留意する。 ロ スイス協定附属書第 4 条 1 (a) 及び 2 に定める価額の割合、又は同協定品目別規則に定める「VNM」の割合を計算するに際し、同協定に規定される原産品としての資格を与えることとならない工程によって付加された価値については、当然算入することになるので留意する。なお、スイス協定の下での原産品の認定に当たっては、スイス協定附属書 2 第 7 条に規定する作業のみにより付加された価値が、スイス協定附属書 2 付録 1 品目別規則に定める割合を満たす場合には、スイス協定の下での原産品とならないことに留意する。 ハ なお、「VNM」の計算に際し、当該製品の非原産材料価額には、当該製品の生産に当たって使用される締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額は含めない。	材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国の関税地域における確認可能な最初の支払いに係る価額であり、当該締約国の関税地域において要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国の関税地域において要する他の費用を除外することができるので留意する。 ロ スイス協定附属書第 4 条 1 (a) 及び 2 に定める価額の割合、又は同協定品目別規則に定める「VNM」の割合を計算するに際し、同協定に規定される原産品としての資格を与えることとならない工程によって付加された価値については、当然算入することになるので留意する。なお、スイス協定の下での原産品の認定に当たっては、スイス協定附属書 2 第 7 条に規定する作業のみにより付加された価値が、スイス協定附属書 2 付録 1 品目別規則に定める割合を満たす場合には、スイス協定の下での原産品とならないことに留意する。 ハ なお、「VNM」の計算に際し、当該製品の非原産材料価額には、当該製品の生産に当たって使用される締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額は含めない。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																																																		
（積送基準に関する取扱い） 68－5－9 次の表の第1欄に掲げる経済連携協定に対応する第2欄「積送基準」に掲げる規定を満たす締約国原産品とは、令第61条第1項第2号ロ(1)及び(2)に掲げる規定を満たすものをいい、同項第2号ロの規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>経済連携協定名</th><th>積送基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シンガポール協定</td><td>シンガポール協定第27条</td></tr> <tr> <td>メキシコ協定</td><td>メキシコ協定第35条</td></tr> <tr> <td>マレーシア協定</td><td>マレーシア協定第32条</td></tr> <tr> <td>チリ協定</td><td>チリ協定第41条から第42条</td></tr> <tr> <td>タイ協定</td><td>タイ協定第32条</td></tr> <tr> <td>インドネシア協定</td><td>インドネシア協定第33条</td></tr> <tr> <td>ブルネイ協定</td><td>ブルネイ協定第28条から第29条</td></tr> <tr> <td>アセアン包括協定</td><td>アセアン包括協定第31条</td></tr> <tr> <td>フィリピン協定</td><td>フィリピン協定第33条</td></tr> <tr> <td>スイス協定</td><td>スイス協定附属書2第14条</td></tr> <tr> <td>ベトナム協定</td><td>ベトナム協定第31条</td></tr> <tr> <td><u>インド協定</u></td><td><u>インド協定第34条</u></td></tr> </tbody> </table> 令第61条第1項第2号ロに規定する「非原産国を経由しないで本邦へ向けて直接に運送」には、締約国から当該貨物を運送する船舶、航空機又は車両が非原産国を通過する場合であって、当該非原産国において当該貨物が積替え又は一時蔵置のいずれもがされない場合を含む。	経済連携協定名	積送基準	シンガポール協定	シンガポール協定第27条	メキシコ協定	メキシコ協定第35条	マレーシア協定	マレーシア協定第32条	チリ協定	チリ協定第41条から第42条	タイ協定	タイ協定第32条	インドネシア協定	インドネシア協定第33条	ブルネイ協定	ブルネイ協定第28条から第29条	アセアン包括協定	アセアン包括協定第31条	フィリピン協定	フィリピン協定第33条	スイス協定	スイス協定附属書2第14条	ベトナム協定	ベトナム協定第31条	<u>インド協定</u>	<u>インド協定第34条</u>	（積送基準に関する取扱い） 68－5－9 次の表の第1欄に掲げる経済連携協定に対応する第2欄「積送基準」に掲げる規定を満たす締約国原産品とは、令第61条第1項第2号ロ(1)及び(2)に掲げる規定を満たすものをいい、同項第2号ロの規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>経済連携協定名</th><th>積送基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シンガポール協定</td><td>シンガポール協定第27条</td></tr> <tr> <td>メキシコ協定</td><td>メキシコ協定第35条</td></tr> <tr> <td>マレーシア協定</td><td>マレーシア協定第32条</td></tr> <tr> <td>チリ協定</td><td>チリ協定第41条から第42条</td></tr> <tr> <td>タイ協定</td><td>タイ協定第32条</td></tr> <tr> <td>インドネシア協定</td><td>インドネシア協定第33条</td></tr> <tr> <td>ブルネイ協定</td><td>ブルネイ協定第28条から第29条</td></tr> <tr> <td>アセアン包括協定</td><td>アセアン包括協定第31条</td></tr> <tr> <td>フィリピン協定</td><td>フィリピン協定第33条</td></tr> <tr> <td>スイス協定</td><td>スイス協定附属書2第14条</td></tr> <tr> <td>ベトナム協定</td><td>ベトナム協定第31条</td></tr> </tbody> </table> 令第61条第1項第2号ロに規定する「非原産国を経由しないで本邦へ向けて直接に運送」には、締約国から当該貨物を運送する船舶、航空機又は車両が非原産国を通過する場合であって、当該非原産国において当該貨物が積替え又は一時蔵置のいずれもがされない場合を含む。	経済連携協定名	積送基準	シンガポール協定	シンガポール協定第27条	メキシコ協定	メキシコ協定第35条	マレーシア協定	マレーシア協定第32条	チリ協定	チリ協定第41条から第42条	タイ協定	タイ協定第32条	インドネシア協定	インドネシア協定第33条	ブルネイ協定	ブルネイ協定第28条から第29条	アセアン包括協定	アセアン包括協定第31条	フィリピン協定	フィリピン協定第33条	スイス協定	スイス協定附属書2第14条	ベトナム協定	ベトナム協定第31条
経済連携協定名	積送基準																																																		
シンガポール協定	シンガポール協定第27条																																																		
メキシコ協定	メキシコ協定第35条																																																		
マレーシア協定	マレーシア協定第32条																																																		
チリ協定	チリ協定第41条から第42条																																																		
タイ協定	タイ協定第32条																																																		
インドネシア協定	インドネシア協定第33条																																																		
ブルネイ協定	ブルネイ協定第28条から第29条																																																		
アセアン包括協定	アセアン包括協定第31条																																																		
フィリピン協定	フィリピン協定第33条																																																		
スイス協定	スイス協定附属書2第14条																																																		
ベトナム協定	ベトナム協定第31条																																																		
<u>インド協定</u>	<u>インド協定第34条</u>																																																		
経済連携協定名	積送基準																																																		
シンガポール協定	シンガポール協定第27条																																																		
メキシコ協定	メキシコ協定第35条																																																		
マレーシア協定	マレーシア協定第32条																																																		
チリ協定	チリ協定第41条から第42条																																																		
タイ協定	タイ協定第32条																																																		
インドネシア協定	インドネシア協定第33条																																																		
ブルネイ協定	ブルネイ協定第28条から第29条																																																		
アセアン包括協定	アセアン包括協定第31条																																																		
フィリピン協定	フィリピン協定第33条																																																		
スイス協定	スイス協定附属書2第14条																																																		
ベトナム協定	ベトナム協定第31条																																																		

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																												
（締約国原産地証明書の様式） 68－5－11 令第61条第1項第2号イに規定する締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）の様式は、次の表の第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げるものとする。ただし、スイス協定にあっては、スイス協定附属書2第15条(a)及び第16条に規定される原産地証明書の様式を指すものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>経済連携協定</th><th>締約国原産地証明書の様式</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シンガポール協定</td><td>「REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN」 (C－5290－1)</td></tr> <tr> <td>メキシコ協定</td><td>「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」 (C－5290－2) 及び 「ACUERDO PARA EL FORTALECIMIENTO DE LA ASOCIACIÓN ECONÓMICA ENTRE LOS ESTADOS UNIDOS MEXICANOS Y EL JAPÓN」 (C－5290－3)</td></tr> <tr> <td>マレーシア協定</td><td>「AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF MALAYSIA AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FOR ECONOMIC PARTNERSHIP FORM MJEPa」 (C－5290－4)</td></tr> <tr> <td>チリ協定</td><td>「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF CHILE FOR A STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」 (C－5290－5)</td></tr> <tr> <td>タイ協定</td><td>「AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA」 (C－5290－6)</td></tr> <tr> <td>インドネシア協定</td><td>「AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDONESIA AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM IJEPa」 (C－5290－7)</td></tr> </tbody> </table>	経済連携協定	締約国原産地証明書の様式	シンガポール協定	「REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN」 (C－5290－1)	メキシコ協定	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」 (C－5290－2) 及び 「ACUERDO PARA EL FORTALECIMIENTO DE LA ASOCIACIÓN ECONÓMICA ENTRE LOS ESTADOS UNIDOS MEXICANOS Y EL JAPÓN」 (C－5290－3)	マレーシア協定	「AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF MALAYSIA AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FOR ECONOMIC PARTNERSHIP FORM MJEPa」 (C－5290－4)	チリ協定	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF CHILE FOR A STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」 (C－5290－5)	タイ協定	「AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA」 (C－5290－6)	インドネシア協定	「AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDONESIA AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM IJEPa」 (C－5290－7)	（締約国原産地証明書の様式） 68－5－11 令第61条第1項第2号イに規定する締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）の様式は、次の表の第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げるものとする。ただし、スイス協定にあっては、スイス協定附属書2第15条(a)及び第16条に規定される原産地証明書の様式を指すものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>経済連携協定</th><th>締約国原産地証明書の様式</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シンガポール協定</td><td>「REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN」 (C－5290－1)</td></tr> <tr> <td>メキシコ協定</td><td>「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」 (C－5290－2) 及び 「ACUERDO PARA EL FORTALECIMIENTO DE LA ASOCIACIÓN ECONÓMICA ENTRE LOS ESTADOS UNIDOS MEXICANOS Y EL JAPÓN」 (C－5290－3)</td></tr> <tr> <td>マレーシア協定</td><td>「AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF MALAYSIA AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FOR ECONOMIC PARTNERSHIP FORM MJEPa」 (C－5290－4)</td></tr> <tr> <td>チリ協定</td><td>「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF CHILE FOR A STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」 (C－5290－5)</td></tr> <tr> <td>タイ協定</td><td>「AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA」 (C－5290－6)</td></tr> <tr> <td>インドネシア協定</td><td>「AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDONESIA AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM IJEPa」 (C－5290－7)</td></tr> </tbody> </table>	経済連携協定	締約国原産地証明書の様式	シンガポール協定	「REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN」 (C－5290－1)	メキシコ協定	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」 (C－5290－2) 及び 「ACUERDO PARA EL FORTALECIMIENTO DE LA ASOCIACIÓN ECONÓMICA ENTRE LOS ESTADOS UNIDOS MEXICANOS Y EL JAPÓN」 (C－5290－3)	マレーシア協定	「AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF MALAYSIA AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FOR ECONOMIC PARTNERSHIP FORM MJEPa」 (C－5290－4)	チリ協定	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF CHILE FOR A STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」 (C－5290－5)	タイ協定	「AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA」 (C－5290－6)	インドネシア協定	「AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDONESIA AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM IJEPa」 (C－5290－7)
経済連携協定	締約国原産地証明書の様式																												
シンガポール協定	「REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN」 (C－5290－1)																												
メキシコ協定	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」 (C－5290－2) 及び 「ACUERDO PARA EL FORTALECIMIENTO DE LA ASOCIACIÓN ECONÓMICA ENTRE LOS ESTADOS UNIDOS MEXICANOS Y EL JAPÓN」 (C－5290－3)																												
マレーシア協定	「AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF MALAYSIA AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FOR ECONOMIC PARTNERSHIP FORM MJEPa」 (C－5290－4)																												
チリ協定	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF CHILE FOR A STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」 (C－5290－5)																												
タイ協定	「AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA」 (C－5290－6)																												
インドネシア協定	「AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDONESIA AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM IJEPa」 (C－5290－7)																												
経済連携協定	締約国原産地証明書の様式																												
シンガポール協定	「REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN」 (C－5290－1)																												
メキシコ協定	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」 (C－5290－2) 及び 「ACUERDO PARA EL FORTALECIMIENTO DE LA ASOCIACIÓN ECONÓMICA ENTRE LOS ESTADOS UNIDOS MEXICANOS Y EL JAPÓN」 (C－5290－3)																												
マレーシア協定	「AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF MALAYSIA AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FOR ECONOMIC PARTNERSHIP FORM MJEPa」 (C－5290－4)																												
チリ協定	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF CHILE FOR A STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」 (C－5290－5)																												
タイ協定	「AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA」 (C－5290－6)																												
インドネシア協定	「AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDONESIA AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM IJEPa」 (C－5290－7)																												

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
ブルネイ協定	「AGREEMENT BETWEEN BRUNEI DARUSSALAM AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」(C-5290-8)	ブルネイ協定	「AGREEMENT BETWEEN BRUNEI DARUSSALAM AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」(C-5290-8)
アセアン包括協定	「THE AGREEMENT ON COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AMONG MEMBER STATES OF THE ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS AND JAPAN(AJCEP AGREEMENT) CERTIFICATE OF ORIGIN FORM AJ 」(C-5290-9)	アセアン包括協定	「THE AGREEMENT ON COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AMONG MEMBER STATES OF THE ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS AND JAPAN(AJCEP AGREEMENT) CERTIFICATE OF ORIGIN FORM AJ 」(C-5290-9)
フィリピン協定	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF THE PHILIPPINES FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP FORM JP CERTIFICATE OF ORIGIN」(C-5290-10)	フィリピン協定	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF THE PHILIPPINES FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP FORM JP CERTIFICATE OF ORIGIN」(C-5290-10)
スイス協定	スイス協定附属書 2 付録 2 に定める様式 (C-5290-11)	スイス協定	スイス協定附属書 2 付録 2 に定める様式 (C-5290-11)
ベトナム協定	「AGREEMENT BETWEEN THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM VJ」(C-5290-12)	ベトナム協定	「AGREEMENT BETWEEN THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM VJ」(C-5290-12)
<u>インド協定</u>	<u>「COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDIA AND JAPAN CERTIFICATE OF ORIGIN」(C-5290-13)</u>		

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																																				
（締約国原産地証明書の有効性の認定） 68－５－12 令第36条の３第３項(令第50条の２及び第51条の８の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第３項、第61条第１項第２号イの規定により、税関に提出された締約国原産地証明書については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、原則として有効なものとして取り扱うものとする。ただし、これらの要件を満たす場合であっても、シンガポール協定第３章、メキシコ協定第４章及び第５章第１節、マレーシア協定第３章、チリ協定第４章、タイ協定第３章、インドネシア協定第３章、ブルネイ協定第３章、アセアン包括協定第３章、フィリピン協定第３章、スイス協定附属書２、<u>ベトナム協定第３章及びインド協定第３章</u>に規定する原産品の要件を明らかに満たさないと認められる場合には、この限りではない。 (1) 締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）にあつては、次表中の第１欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の第２欄に掲げる事項が記載され、かつ、後記68-5-14（スイス協定原産地申告を除く。）に定める発給機関の印及び署名権者の署名がなされているものであること。 <table border="1" data-bbox="206 842 1043 1426"> <tr> <td>シンガポール協定</td><td>シンガポール協定附属書ⅡＢに定める事項</td></tr> <tr> <td>メキシコ協定</td><td>メキシコ協定第10条に規定する統一規則に定める事項</td></tr> <tr> <td>マレーシア協定</td><td>マレーシア協定附属書３に定める事項</td></tr> <tr> <td>チリ協定</td><td>チリ協定附属書４に定める事項</td></tr> <tr> <td>タイ協定</td><td>タイ協定附属書３に定める事項</td></tr> <tr> <td>インドネシア協定</td><td>インドネシア協定附属書３に定める事項</td></tr> <tr> <td>ブルネイ協定</td><td>ブルネイ協定附属書３に定める事項</td></tr> <tr> <td>アセアン包括協定</td><td>東南アジア諸国連合協定附属書４の付録に定める事項</td></tr> <tr> <td>フィリピン協定</td><td>フィリピン協定附属書３に定める事項</td></tr> </table>	シンガポール協定	シンガポール協定附属書ⅡＢに定める事項	メキシコ協定	メキシコ協定第10条に規定する統一規則に定める事項	マレーシア協定	マレーシア協定附属書３に定める事項	チリ協定	チリ協定附属書４に定める事項	タイ協定	タイ協定附属書３に定める事項	インドネシア協定	インドネシア協定附属書３に定める事項	ブルネイ協定	ブルネイ協定附属書３に定める事項	アセアン包括協定	東南アジア諸国連合協定附属書４の付録に定める事項	フィリピン協定	フィリピン協定附属書３に定める事項	（締約国原産地証明書の有効性の認定） 68－５－12 令第36条の３第３項(令第50条の２及び第51条の８の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第３項、第61条第１項第２号イの規定により、税関に提出された締約国原産地証明書については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、原則として有効なものとして取り扱うものとする。ただし、これらの要件を満たす場合であっても、シンガポール協定第３章、メキシコ協定第４章及び第５章第１節、マレーシア協定第３章、チリ協定第４章、タイ協定第３章、インドネシア協定第３章、ブルネイ協定第３章、アセアン包括協定第３章、フィリピン協定第３章、スイス協定附属書２<u>及びベトナム協定第３章</u>に規定する原産品の要件を明らかに満たさないと認められる場合には、この限りではない。 (1) 締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）にあつては、次表中の第１欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の第２欄に掲げる事項が記載され、かつ、後記68-5-14（スイス協定原産地申告を除く。）に定める発給機関の印及び署名権者の署名がなされているものであること。 <table border="1" data-bbox="1209 842 2047 1426"> <tr> <td>シンガポール協定</td><td>シンガポール協定附属書ⅡＢに定める事項</td></tr> <tr> <td>メキシコ協定</td><td>メキシコ協定第10条に規定する統一規則に定める事項</td></tr> <tr> <td>マレーシア協定</td><td>マレーシア協定附属書３に定める事項</td></tr> <tr> <td>チリ協定</td><td>チリ協定附属書４に定める事項</td></tr> <tr> <td>タイ協定</td><td>タイ協定附属書３に定める事項</td></tr> <tr> <td>インドネシア協定</td><td>インドネシア協定附属書３に定める事項</td></tr> <tr> <td>ブルネイ協定</td><td>ブルネイ協定附属書３に定める事項</td></tr> <tr> <td>アセアン包括協定</td><td>東南アジア諸国連合協定附属書４の付録に定める事項</td></tr> <tr> <td>フィリピン協定</td><td>フィリピン協定附属書３に定める事項</td></tr> </table>	シンガポール協定	シンガポール協定附属書ⅡＢに定める事項	メキシコ協定	メキシコ協定第10条に規定する統一規則に定める事項	マレーシア協定	マレーシア協定附属書３に定める事項	チリ協定	チリ協定附属書４に定める事項	タイ協定	タイ協定附属書３に定める事項	インドネシア協定	インドネシア協定附属書３に定める事項	ブルネイ協定	ブルネイ協定附属書３に定める事項	アセアン包括協定	東南アジア諸国連合協定附属書４の付録に定める事項	フィリピン協定	フィリピン協定附属書３に定める事項
シンガポール協定	シンガポール協定附属書ⅡＢに定める事項																																				
メキシコ協定	メキシコ協定第10条に規定する統一規則に定める事項																																				
マレーシア協定	マレーシア協定附属書３に定める事項																																				
チリ協定	チリ協定附属書４に定める事項																																				
タイ協定	タイ協定附属書３に定める事項																																				
インドネシア協定	インドネシア協定附属書３に定める事項																																				
ブルネイ協定	ブルネイ協定附属書３に定める事項																																				
アセアン包括協定	東南アジア諸国連合協定附属書４の付録に定める事項																																				
フィリピン協定	フィリピン協定附属書３に定める事項																																				
シンガポール協定	シンガポール協定附属書ⅡＢに定める事項																																				
メキシコ協定	メキシコ協定第10条に規定する統一規則に定める事項																																				
マレーシア協定	マレーシア協定附属書３に定める事項																																				
チリ協定	チリ協定附属書４に定める事項																																				
タイ協定	タイ協定附属書３に定める事項																																				
インドネシア協定	インドネシア協定附属書３に定める事項																																				
ブルネイ協定	ブルネイ協定附属書３に定める事項																																				
アセアン包括協定	東南アジア諸国連合協定附属書４の付録に定める事項																																				
フィリピン協定	フィリピン協定附属書３に定める事項																																				

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
スイス協定	スイス協定附属書 2 付録 2 に定める事項	スイス協定	スイス協定附属書 2 付録 2 に定める事項
ベトナム協定	ベトナム協定附属書 3 の付録に定める事項	ベトナム協定	ベトナム協定附属書 3 の付録に定める事項
インド協定	インド運用上の手続に定める事項		
(2) スイス協定原産地申告にあつては、前記68－5－1の(1)ロ(イ)(i)及び(ii)に掲げる事項が記載されていること。		(2) スイス協定原産地申告にあつては、前記68－5－1の(1)ロ(イ)(i)及び(ii)に掲げる事項が記載されていること。	
(3) 締約国原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致すること。ただし、締約国原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致しない場合であっても、次に掲げる場合には、この要件を満たすものとして取り扱う。 イ 次の表の第 1 欄に掲げる締約国原産地証明書の同表の第 2 欄に掲げる欄に記載された関税率表番号(以下この節において「記載税番」という。)と、輸入貨物に実際に適用されるべき関税率表番号(以下この節において「適用税番」という。)とが異なっている場合で、次の(i)又は(ii)に該当するとき。		(3) 締約国原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致すること。ただし、締約国原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致しない場合であっても、次に掲げる場合には、この要件を満たすものとして取り扱う。 イ 次の表の第 1 欄に掲げる締約国原産地証明書の同表の第 2 欄に掲げる欄に記載された関税率表番号(以下この節において「記載税番」という。)と、輸入貨物に実際に適用されるべき関税率表番号(以下この節において「適用税番」という。)とが異なっている場合で、次の(i)又は(ii)に該当するとき。	
締約国原産地証明書	締約国原産地証明書の欄	締約国原産地証明書	締約国原産地証明書の欄
シンガポール協定原産地証明書	10 No.&kind of Packages Description of Goods (include brand names if necessary)(包装の個数及び種類並びに品名)	シンガポール協定原産地証明書	10 No.&kind of Packages Description of Goods (include brand names if necessary)(包装の個数及び種類並びに品名)
メキシコ協定原産地証明書	5. HS Tariff Classification Number	メキシコ協定原産地証明書	5. HS Tariff Classification Number
マレーシア協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances	マレーシア協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances
チリ協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS Tariff Classification Number	チリ協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS Tariff Classification Number
タイ協定原産地証明書	7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)	タイ協定原産地証明書	7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)
インドネシア協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number	インドネシア協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
ブルネイ協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number	ブルネイ協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number
アセアン包括協定原産地証明書	7. Number and type of packages, description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the importing Party)	アセアン包括協定原産地証明書	7. Number and type of packages, description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the importing Party)
フィリピン協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code	フィリピン協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code
ベトナム協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; HS code; Description of good(s)	ベトナム協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; HS code; Description of good(s)
インド協定原産地証明書	<u>4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number</u>		

(イ) 記載税番と適用税番に対する経済連携協定に定める品目別規則が同一のものである場合。

(ロ) 上記(イ)以外の場合であって、当該輸入貨物に適用されるべき税番の決定に当たって記載税番としたことに相当の理由があると認められ、かつ、当該貨物が経済連携協定に定める締約国原産品と認められるとき。

ロ 締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）に記載された数量と仕入書に記載された数量とが合致しており、当該締約国原産地証明書に記載された数量と輸入貨物の数量との間に差がある場合であっても、その差が僅少であるとき。スイス協定原産地申告においては、申告文が記載された商業上の文書に記載された数量と輸入貨物の数量との間に差がある場合であっても、その差が僅少であるとき。

なお、記載欄の標題に明示的にネット重量を指す記載がない場合であっても、仕入書又はその他の関係書類により同一性が確認できる場合は、記載の数値がネット重量であることをもって無効とはしないので留意する。

ハ 締約国原産地証明書に貨物の外装の記号、番号等が記載されている場合においては、当該記載されている貨物の外装の記号、番号等と輸入貨物の外装の記号、番号等とが一致しない場合であって、当該締約国原産地証明書が当該貨物に係るものであることが明らかであるとき。

(イ) 当該締約国原産地証明書の発給時（スイス協定原産地申告においては作成時）における誤記であることが他の添付書類等からみて明らかである場

(イ) 記載税番と適用税番に対する経済連携協定に定める品目別規則が同一のものである場合。

(ロ) 上記(イ)以外の場合であって、当該輸入貨物に適用されるべき税番の決定に当たって記載税番としたことに相当の理由があると認められ、かつ、当該貨物が経済連携協定に定める締約国原産品と認められるとき。

ロ 締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）に記載された数量と仕入書に記載された数量とが合致しており、当該締約国原産地証明書に記載された数量と輸入貨物の数量との間に差がある場合であっても、その差が僅少であるとき。スイス協定原産地申告においては、申告文が記載された商業上の文書に記載された数量と輸入貨物の数量との間に差がある場合であっても、その差が僅少であるとき。

なお、記載欄の標題に明示的にネット重量を指す記載がない場合であっても、仕入書又はその他の関係書類により同一性が確認できる場合は、記載の数値がネット重量であることをもって無効とはしないので留意する。

ハ 締約国原産地証明書に貨物の外装の記号、番号等が記載されている場合においては、当該記載されている貨物の外装の記号、番号等と輸入貨物の外装の記号、番号等とが一致しない場合であって、当該締約国原産地証明書が当該貨物に係るものであることが明らかであるとき。

(イ) 当該締約国原産地証明書の発給時（スイス協定原産地申告においては作成時）における誤記であることが他の添付書類等からみて明らかである場

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
合 (ロ) 当該輸入貨物が令第61条第1項第2号ロ(2)に該当する貨物であつて、当該一時蔵置又は出品の際に当該非原産国の税関の監督下において当該輸入貨物の外装の記号、番号等が変えられたことが明らかである場合 (4) 締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）の記載内容について修正が行われている場合には、それぞれの修正箇所につき、その発給機関の修正印が押なつされている等、当該修正が正当に行われたことが明らかにされていること。なお、インドネシア協定原産地証明書にあっては、記載内容の修正は行われることなく、再発給されるので留意する。 (5) 紛失等の理由により再発給された締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）について、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）に第2欄の記載事項が記載されていること。		合 (ロ) 当該輸入貨物が令第61条第1項第2号ロ(2)に該当する貨物であつて、当該一時蔵置又は出品の際に当該非原産国の税関の監督下において当該輸入貨物の外装の記号、番号等が変えられたことが明らかである場合 (4) 締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）の記載内容について修正が行われている場合には、それぞれの修正箇所につき、その発給機関の修正印が押なつされている等、当該修正が正当に行われたことが明らかにされていること。なお、インドネシア協定原産地証明書にあっては、記載内容の修正は行われることなく、再発給されるので留意する。 (5) 紛失等の理由により再発給された締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）について、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）に第2欄の記載事項が記載されていること。	
締約国原産地証明書	記載事項	締約国原産地証明書	記載事項
シンガポール協定原産地証明書	“DUPLICATE” 又は“DUPLICATA”	シンガポール協定原産地証明書	“DUPLICATE” 又は“DUPLICATA”
メキシコ協定原産地証明書	“DUPLICATE”	メキシコ協定原産地証明書	“DUPLICATE”
マレーシア協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日	マレーシア協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
チリ協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日	チリ協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
タイ協定原産地証明書	“DUPLICATE” 及び当初の原産地証明書の番号及び発給年月日	タイ協定原産地証明書	“DUPLICATE” 及び当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
インドネシア協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日	インドネシア協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
ブルネイ協定原産地証明書	“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の番号及び発給年月日	ブルネイ協定原産地証明書	“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
アセアン包括協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日、又は“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日	アセアン包括協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日、又は“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日
フィリピン協定原産地証明書	“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日及び証明番号	フィリピン協定原産地証明書	“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日及び証明番号
スイス協定原産	“DUPLICATE” 及び当初の原産地証明書の発給年月日	スイス協定原産	“DUPLICATE” 及び当初の原産地証明書の発給年月日

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後

地証明書	
ベトナム協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日、又は“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日
インド協定原産地証明書	“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日及び証明番号

なお、再発給された締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）の有効期間の起算日は当初の締約国原産地証明書が発給された日であるので、令第61条第5項の規定の適用に当たり留意するとともに、当初の原産地証明書は有効なものとしては扱わないこととなるので留意する。

(6) 締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）が、貨物が本邦以外の締約国（スイス協定においては輸出締約国の関税地域）から送り出された後（インドネシア協定、アセアン包括協定（アセアン包括協定については最初の原産地証明書又は連続する原産地証明書が発給された場合）、ベトナム協定及びインド協定にあつては船積日から4日目以降（例えば、船積日が7月1日であれば、7月4日以降））、フィリピン協定にあつては船積日から3日目以降）において発給された場合には、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書に第2欄の記載事項が記載され、また、第3欄に掲げる留意事項の記載等が必要な場合には、当該記載等がなされ、送り出された後に発給されたことが明らかに表示されていること。

締約国原産地証明書	記載事項	留意事項
メキシコ協定原産地証明書	“ISSUED RETROSPECTIVELY”	—
マレーシア協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY”	—
チリ協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	—
タイ協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船	—

改正前

地証明書	
ベトナム協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日、又は“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日

なお、再発給された締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）の有効期間の起算日は当初の締約国原産地証明書が発給された日であるので、令第61条第5項の規定の適用に当たり留意するとともに、当初の原産地証明書は有効なものとしては扱わないこととなるので留意する。

(6) 締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）が、貨物が本邦以外の締約国（スイス協定においては輸出締約国の関税地域）から送り出された後（インドネシア協定、アセアン包括協定（アセアン包括協定については最初の原産地証明書又は連続する原産地証明書が発給された場合）及びベトナム協定にあつては船積日から4日目以降（例えば、船積日が7月1日であれば、7月4日以降））、フィリピン協定にあつては船積日から3日目以降）において発給された場合には、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書に第2欄の記載事項が記載され、また、第3欄に掲げる留意事項の記載等が必要な場合には、当該記載等がなされ、送り出された後に発給されたことが明らかに表示されていること。

締約国原産地証明書	記載事項	留意事項
メキシコ協定原産地証明書	“ISSUED RETROSPECTIVELY”	—
マレーシア協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY”	—
チリ協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	—
タイ協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船	—

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
	積みの日			積みの日	
インドネシア協 定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船 積みの日	—	インドネシア協 定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船 積みの日	—
ブルネイ協定原 産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船 積みの日	—	ブルネイ協定原 産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船 積みの日	—
アセアン包括協 定原産地証明書	船積みの日	第13欄中の「□ ISSUED RETROACTIVELY」に チェックが付されてい ること	アセアン包括協 定原産地証明書	船積みの日	第13欄中の「□ ISSUED RETROACTIVELY」に チェックが付されてい ること
フィリピン協定 原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船 積みの日	—	フィリピン協定 原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船 積みの日	—
スイス協定原産 地証明書	“ISSUED RETROSPECTIVELY”		スイス協定原産 地証明書	“ISSUED RETROSPECTIVELY”	
ベトナム協定原 産地証明書	“Issued Retroactively” 及び船 積みの日		ベトナム協定原 産地証明書	“Issued Retroactively” 及び船 積みの日	
<u>インド協定原産 地証明書</u>	<u>船積みの日</u>	<u>第 8 欄中の「□ ISSUED RETROACTIVELY」に チェックが付されてい ること</u>			
(7) 締約国原産地証明書の記載において、取るに足りない表現の相違、語句不足、 印字の誤り又は指定された記載欄からのみ出しのような軽微な誤りがある 場合、これら軽微な誤りが当該原産地証明書の真正性及び情報の正確性に影響 を及ぼさないと判断できるものであること。			(7) 締約国原産地証明書の記載において、取るに足りない表現の相違、語句不足、 印字の誤り又は指定された記載欄からのみ出しのような軽微な誤りがある 場合、これら軽微な誤りが当該原産地証明書の真正性及び情報の正確性に影響 を及ぼさないと判断できるものであること。		

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																																												
（締約国原産地証明書の発給機関） 68－5－14 前記68－5－1 (1)ロ (㐍) に規定する「発給につき権限を有する機関」は、次の表の第 1 欄に掲げる締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる機関とする。 <table border="1"> <tr> <th>締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）</th><th>締約国原産地証明書の発給機関</th></tr> <tr> <td>シンガポール協定原産地証明書</td><td>シンガポール税関</td></tr> <tr> <td>メキシコ協定原産地証明書</td><td>メキシコ経済省</td></tr> <tr> <td>マレーシア協定原産地証明書</td><td>マレーシア国際貿易産業省</td></tr> <tr> <td>チリ協定原産地証明書</td><td>チリ外務省国際経済関係総局 （チリ協定第44 条 2 に基づき原産地証明書の発給につき責任を負う団体として「製造業振興協会（Sociedad de Fomento Fabril (SOFOFA) ）」及び「商工会議所（ Camara Nacional de Comercio Servicios y Turismo ）」が指定されている。）</td></tr> <tr> <td>タイ協定原産地証明書</td><td>タイ商務省又はこれを継承する当局</td></tr> <tr> <td>インドネシア協定原産地証明書</td><td>インドネシア商業省</td></tr> <tr> <td>ブルネイ協定原産地証明書</td><td>ブルネイ外務貿易省</td></tr> <tr> <td>アセアン包括協定原産地証明書</td><td>アセアン包括協定附属書 4 第 1 規則 (a) に規定する当局又は同第 2 規則 1 に規定する指定団体（具体的には追って事務連絡する。）</td></tr> <tr> <td>フィリピン協定原産地証明書</td><td>フィリピン関税局</td></tr> <tr> <td>スイス協定原産地証明書</td><td>スイス連邦関税管理局</td></tr> </table>	締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）	締約国原産地証明書の発給機関	シンガポール協定原産地証明書	シンガポール税関	メキシコ協定原産地証明書	メキシコ経済省	マレーシア協定原産地証明書	マレーシア国際貿易産業省	チリ協定原産地証明書	チリ外務省国際経済関係総局 （チリ協定第44 条 2 に基づき原産地証明書の発給につき責任を負う団体として「製造業振興協会（Sociedad de Fomento Fabril (SOFOFA) ）」及び「商工会議所（ Camara Nacional de Comercio Servicios y Turismo ）」が指定されている。）	タイ協定原産地証明書	タイ商務省又はこれを継承する当局	インドネシア協定原産地証明書	インドネシア商業省	ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ外務貿易省	アセアン包括協定原産地証明書	アセアン包括協定附属書 4 第 1 規則 (a) に規定する当局又は同第 2 規則 1 に規定する指定団体（具体的には追って事務連絡する。）	フィリピン協定原産地証明書	フィリピン関税局	スイス協定原産地証明書	スイス連邦関税管理局	（締約国原産地証明書の発給機関） 68－5－14 前記68－5－1 (1)ロ (㐍) に規定する「発給につき権限を有する機関」は、次の表の第 1 欄に掲げる締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる機関とする。 <table border="1"> <tr> <th>締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）</th><th>締約国原産地証明書の発給機関</th></tr> <tr> <td>シンガポール協定原産地証明書</td><td>シンガポール税関</td></tr> <tr> <td>メキシコ協定原産地証明書</td><td>メキシコ経済省</td></tr> <tr> <td>マレーシア協定原産地証明書</td><td>マレーシア国際貿易産業省</td></tr> <tr> <td>チリ協定原産地証明書</td><td>チリ外務省国際経済関係総局 （チリ協定第44 条 2 に基づき原産地証明書の発給につき責任を負う団体として「製造業振興協会（Sociedad de Fomento Fabril (SOFOFA) ）」及び「商工会議所（ Camara Nacional de Comercio Servicios y Turismo ）」が指定されている。）</td></tr> <tr> <td>タイ協定原産地証明書</td><td>タイ商務省又はこれを継承する当局</td></tr> <tr> <td>インドネシア協定原産地証明書</td><td>インドネシア商業省</td></tr> <tr> <td>ブルネイ協定原産地証明書</td><td>ブルネイ外務貿易省</td></tr> <tr> <td>アセアン包括協定原産地証明書</td><td>アセアン包括協定附属書 4 第 1 規則 (a) に規定する当局又は同第 2 規則 1 に規定する指定団体（具体的には追って事務連絡する。）</td></tr> <tr> <td>フィリピン協定原産地証明書</td><td>フィリピン関税局</td></tr> <tr> <td>スイス協定原産地証明書</td><td>スイス連邦関税管理局</td></tr> </table>	締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）	締約国原産地証明書の発給機関	シンガポール協定原産地証明書	シンガポール税関	メキシコ協定原産地証明書	メキシコ経済省	マレーシア協定原産地証明書	マレーシア国際貿易産業省	チリ協定原産地証明書	チリ外務省国際経済関係総局 （チリ協定第44 条 2 に基づき原産地証明書の発給につき責任を負う団体として「製造業振興協会（Sociedad de Fomento Fabril (SOFOFA) ）」及び「商工会議所（ Camara Nacional de Comercio Servicios y Turismo ）」が指定されている。）	タイ協定原産地証明書	タイ商務省又はこれを継承する当局	インドネシア協定原産地証明書	インドネシア商業省	ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ外務貿易省	アセアン包括協定原産地証明書	アセアン包括協定附属書 4 第 1 規則 (a) に規定する当局又は同第 2 規則 1 に規定する指定団体（具体的には追って事務連絡する。）	フィリピン協定原産地証明書	フィリピン関税局	スイス協定原産地証明書	スイス連邦関税管理局
締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）	締約国原産地証明書の発給機関																																												
シンガポール協定原産地証明書	シンガポール税関																																												
メキシコ協定原産地証明書	メキシコ経済省																																												
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア国際貿易産業省																																												
チリ協定原産地証明書	チリ外務省国際経済関係総局 （チリ協定第44 条 2 に基づき原産地証明書の発給につき責任を負う団体として「製造業振興協会（Sociedad de Fomento Fabril (SOFOFA) ）」及び「商工会議所（ Camara Nacional de Comercio Servicios y Turismo ）」が指定されている。）																																												
タイ協定原産地証明書	タイ商務省又はこれを継承する当局																																												
インドネシア協定原産地証明書	インドネシア商業省																																												
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ外務貿易省																																												
アセアン包括協定原産地証明書	アセアン包括協定附属書 4 第 1 規則 (a) に規定する当局又は同第 2 規則 1 に規定する指定団体（具体的には追って事務連絡する。）																																												
フィリピン協定原産地証明書	フィリピン関税局																																												
スイス協定原産地証明書	スイス連邦関税管理局																																												
締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）	締約国原産地証明書の発給機関																																												
シンガポール協定原産地証明書	シンガポール税関																																												
メキシコ協定原産地証明書	メキシコ経済省																																												
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア国際貿易産業省																																												
チリ協定原産地証明書	チリ外務省国際経済関係総局 （チリ協定第44 条 2 に基づき原産地証明書の発給につき責任を負う団体として「製造業振興協会（Sociedad de Fomento Fabril (SOFOFA) ）」及び「商工会議所（ Camara Nacional de Comercio Servicios y Turismo ）」が指定されている。）																																												
タイ協定原産地証明書	タイ商務省又はこれを継承する当局																																												
インドネシア協定原産地証明書	インドネシア商業省																																												
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ外務貿易省																																												
アセアン包括協定原産地証明書	アセアン包括協定附属書 4 第 1 規則 (a) に規定する当局又は同第 2 規則 1 に規定する指定団体（具体的には追って事務連絡する。）																																												
フィリピン協定原産地証明書	フィリピン関税局																																												
スイス協定原産地証明書	スイス連邦関税管理局																																												

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
ベトナム協定原産地証明書	ベトナム商工省	ベトナム協定原産地証明書	ベトナム商工省
インド協定原産地証明書	インド商工省商務局		
締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。		締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
（締約国原産品であることについての確認） 68－5－21 (1) シンガポール協定原産地証明書の真偽等シンガポール税率の適用に際して疑義が生じ、シンガポールに照会する場合には本省を通じて行うこととする。 なお、照会が可能な期間は輸入申告の日から又は蔵入申請の日から 3 年間に限るものとする。 (2) 輸出締約国から輸入される又は輸入された貨物が締約国原産品であるか否かを決定する必要がある場合には、次の表第 1 欄に掲げる締約国原産地証明書に対応する第 2 欄の確認に関する規定に基づき確認を行うこととし、実施に当たっては、東京税関業務部総括原産地調査官を経由して本省に協議するものとする。この場合には、当該貨物の輸入者に対し当該規定及び確認を行うことを説明することとする。なお、確認の実施に先立ち、輸入者に対し照会を行う等、疑義の解明に努めるものとする。				（締約国原産品であることについての確認） 68－5－21 (1) シンガポール協定原産地証明書の真偽等シンガポール税率の適用に際して疑義が生じ、シンガポールに照会する場合には本省を通じて行うこととする。 なお、照会が可能な期間は輸入申告の日から又は蔵入申請の日から 3 年間に限るものとする。 (2) 輸出締約国から輸入される又は輸入された貨物が締約国原産品であるか否かを決定する必要がある場合には、次の表第 1 欄に掲げる締約国原産地証明書に対応する第 2 欄の確認に関する規定に基づき確認を行うこととし、実施に当たっては、東京税関業務部総括原産地調査官を経由して本省に協議するものとする。この場合には、 <u>必要に応じ</u> 当該貨物の輸入者に対し当該規定及び確認を行うことを説明することとする。なお、確認の実施に先立ち、輸入者に対し照会を行う等、疑義の解明に努めるものとする。			
締約国原産地証明書	確認に関する規定	輸出締約国の権限のある政府当局	確認による締約国原産品でないことの決定	締約国原産地証明書	確認に関する規定	輸出締約国の権限のある政府当局	確認による締約国原産品でないことの決定
メキシコ協定原産地証明書	メキシコ協定第 44 条	メキシコ経済省	メキシコ協定第 44 条	メキシコ協定原産地証明書	メキシコ協定第 44 条	メキシコ経済省	メキシコ協定第 44 条
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア協定第 43 条及び第 44 条	マレーシア国際貿易産業省	マレーシア協定第 45 条 3	マレーシア協定原産地証明書	マレーシア協定第 43 条及び第 44 条	マレーシア国際貿易産業省	マレーシア協定第 45 条 3
チリ協定原産地証明書	チリ協定第 47 条及び第 48 条	チリ外務省国際経済関係総局	チリ協定第 49 条 3	チリ協定原産地証明書	チリ協定第 47 条及び第 48 条	チリ外務省国際経済関係総局	チリ協定第 49 条 3
タイ協定原産地証明書	タイ協定第 43 条及び第 44 条	タイ商務省	タイ協定第 45 条 3	タイ協定原産地証明書	タイ協定第 43 条及び第 44 条	タイ商務省	タイ協定第 45 条 3
インドネシア協定原産地証明書	インドネシア協定第 43 条及び第 44 条	インドネシア商業省	インドネシア協定第 45 条 3	インドネシア協定原産地証明書	インドネシア協定第 43 条及び第 44 条	インドネシア商業省	インドネシア協定第 45 条 3
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ協定第 40 条及び第 41 条	ブルネイ外務貿易省	ブルネイ協定第 42 条 3	ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ協定第 40 条及び第 41 条	ブルネイ外務貿易省	ブルネイ協定第 42 条 3
アセアン包括協定原産地証明書	アセアン包括協定附属書 4（運用上の証明手	アセアン包括協定附属書 4 第 1 規則 (a) に規定する当	アセアン包括協定附属書 4（運用上の証明	アセアン包括協定原産地証明書	アセアン包括協定附属書 4（運用上の証明手	アセアン包括協定附属書 4 第 1 規則 (a) に規定する当	アセアン包括協定附属書 4（運用上の証明

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
	続)第 6 規則及び第 7 規則	局(具体的には追って事務連絡する。)			続)第 6 規則及び第 7 規則	局(具体的には追って事務連絡する。)	
フィリピン協定原産地証明書	フィリピン協定第 43 条及び第 44 条	フィリピン関税局	フィリピン協定第 45 条	フィリピン協定原産地証明書	フィリピン協定第 43 条及び第 44 条	フィリピン関税局	フィリピン協定第 45 条
スイス協定原産地証明	スイス協定附属書 2 第 25 条	スイス連邦税関管理局	スイス協定附属書 2 第 25 条 7、8	スイス協定原産地証明	スイス協定附属書 2 第 25 条	スイス連邦税関管理局	スイス協定附属書 2 第 25 条 7、8
ベトナム協定原産地証明書	ベトナム協定附属書 3 (運用上の証明手続) 第 6 規則及び第 7 規則	ベトナム商工省	ベトナム協定附属書 3 (運用上の証明手続) 第 8 規則	ベトナム協定原産地証明書	ベトナム協定附属書 3 (運用上の証明手続) 第 6 規則及び第 7 規則	ベトナム商工省	ベトナム協定附属書 3 (運用上の証明手続) 第 8 規則
<u>インド協定原産地証明書</u>	<u>インド協定附属書 3 (運用上の証明手続) 第 6 節及び第 7 節</u>	<u>インド商工省商務局</u>	<u>インド協定附属書 3 (運用上の証明手続) 第 8 節</u>				
イ 締約国原産品であるか否かを決定するための確認は、次のいずれかの方法により行うものとする。 (イ) 上記表の第 3 欄に掲げる輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該貨物が締約国原産品であるか否かに関する情報を締約国原産地証明書に基づいて要請すること。この方法により情報を要請する場合において、必要と認める場合には、貨物が締約国原産品であるか否かに関する追加の情報を要請するものとする。 なお、メキシコ協定原産地証明書については、メキシコに所在する送り出した者又は生産者に対し質問書を送付する方法によることが可能であるので留意する。 (ロ) 輸出締約国の権限のある政府当局が行う輸出締約国における原産地証明書の発給を受けた者、輸出締約国に所在する生産者であって輸出者の要請により締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）の発給申請を行った製品の生産者又はスイス協定原産地申告を行った者（以下「輸出者等」という。）への訪問に立ち会い、当該訪問を通じて、製品が締約国原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産				イ 締約国原産品であるか否かを決定するための確認は、次のいずれかの方法により行うものとする。 (イ) 上記表の第 3 欄に掲げる輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該貨物が締約国原産品であるか否かに関する情報を締約国原産地証明書に基づいて要請すること。この方法により情報を要請する場合において、必要と認める場合には、貨物が締約国原産品であるか否かに関する追加の情報を要請するものとする。 なお、メキシコ協定原産地証明書については、メキシコに所在する送り出した者又は生産者に対し質問書を送付する方法によることが可能であるので留意する。 (ロ) 輸出締約国の権限のある政府当局が行う輸出締約国における原産地証明書の発給を受けた者、輸出締約国に所在する生産者であって輸出者の要請により締約国原産地証明書（スイス協定原産地申告を除く。）の発給申請を行った製品の生産者又はスイス協定原産地申告を行った者（以下「輸出者等」という。）への訪問に立ち会い、当該訪問を通じて、製品が締約国原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産			

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後

品の生産に使用された設備の確認を行うことを輸出締約国に対して要請すること。

なお、マレーシア協定原産地証明書、インドネシア協定原産地証明書、ブルネイ協定原産地証明書及びフィリピン協定原産地証明書の場合にあっては、原則、上記(イ)を最初に行い、その結果に満足しない場合に行うものとする（例外的と認められる場合には、上記(イ)の前又は間に上記(ロ)を行うことができるが、この場合は上記(イ)については行うことができないので留意する。))。

ロ 上記イ(イ)の方法により確認を行う場合において、輸出者等に関する情報で、輸出締約国の権限のある政府当局に対する情報の要請は、質問状で行うものとし、輸出締約国に所在する日本国大使館を経由し行うこととする。なお、緊急に質問状を送付する必要がある場合等は、輸出締約国に所在する日本国大使館を経由するのと平行し、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、直接質問状を送付することができる。

また、上記イ(イ)のなお書きによる場合において、メキシコに所在する送り出した者又は生産者に対する質問書は、次のいずれかの方法により送付するとともに、直ちにメキシコ経済省に通報するものとする。なお、メキシコに所在する送り出した者又は生産者への連絡及び質問書の回答は、英語によるものとする。

(イ) 受領の確認を伴う配達記録郵便又は書留郵便

(ロ) 送り出した者又は生産者による受領の確認を伴うその他の方法

ハ 輸出締約国の権限のある政府当局が要請の受領の日から次の表第 1 欄に掲げる経済連携協定に対応する第 2 欄の期間内(追加情報の要請にあっては、次の表の第 3 欄の期間内)に回答を行わない場合及び質問書(追加の質問書を含む。)に対する回答が、貨物が締約国原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合には、上記(2)の表の第 4 欄に掲げる協定の規定により確認の対象となっている貨物が締約国原産品ではないと決定されることから、当該貨物に係る締約国原産地証明書を無効なものと認めて、E P A 税率を適用しないこととなるので、留意する。

締約国原産地証明書	情報提供の期限	追加情報提供の期限
メキシコ協定原産地証明書	4 か月	2 か月
マレーシア協定原産地証明書	3 か月	2 か月
チリ協定原産地証明書	3 か月	2 か月
タイ協定原産地証明書	3 か月	2 か月

改正前

品の生産に使用された設備の確認を行うことを輸出締約国に対して要請すること。

なお、マレーシア協定原産地証明書、インドネシア協定原産地証明書、ブルネイ協定原産地証明書及びフィリピン協定原産地証明書の場合にあっては、原則、上記(イ)を最初に行い、その結果に満足しない場合に行うものとする（例外的と認められる場合には、上記(イ)の前又は間に上記(ロ)を行うことができるが、この場合は上記(イ)については行うことができないので留意する。))。

ロ 上記(イ)の方法により確認を行う場合において、輸出者等に関する情報で、輸出締約国の権限のある政府当局に対する情報の要請は、質問状で行うものとし、輸出締約国に所在する日本国大使館を経由し行うこととする。なお、緊急に質問状を送付する必要がある場合等は、輸出締約国に所在する日本国大使館を経由するのと平行し、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、直接質問状を送付することができる。

また、上記イ(イ)のなお書きによる場合において、メキシコに所在する送り出した者又は生産者に対する質問書は、次のいずれかの方法により送付するとともに、直ちにメキシコ経済省に通報するものとする。なお、メキシコに所在する送り出した者又は生産者への連絡及び質問書の回答は、英語によるものとする。

(イ) 受領の確認を伴う配達記録郵便又は書留郵便

(ロ) 送り出した者又は生産者による受領の確認を伴うその他の方法

ハ 輸出締約国の権限のある政府当局が要請の受領の日から次の表第 1 欄に掲げる経済連携協定に対応する第 2 欄の期間内(追加情報の要請にあっては、次の表の第 3 欄の期間内)に回答を行わない場合及び質問書(追加の質問書を含む。)に対する回答が、貨物が締約国原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合には、上記(2)の表の第 4 欄に掲げる協定の規定により確認の対象となっている貨物が締約国原産品ではないと決定されることから、当該貨物に係る締約国原産地証明書を無効なものと認めて、E P A 税率を適用しないこととなるので、留意する。

締約国原産地証明書	情報提供の期限	追加情報提供の期限
メキシコ協定原産地証明書	4 か月	2 か月
マレーシア協定原産地証明書	3 か月	2 か月
チリ協定原産地証明書	3 か月	2 か月
タイ協定原産地証明書	3 か月	2 か月

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
インドネシア協定原産地証明書	6 か月	4 か月	インドネシア協定原産地証明書	6 か月	4 か月
ブルネイ協定原産地証明書	3 か月	2 か月	ブルネイ協定原産地証明書	3 か月	2 か月
アセアン包括協定原産地証明書	3 か月	3 か月	アセアン包括協定原産地証明書	3 か月	3 か月
フィリピン協定原産地証明書	3 か月	2 か月	フィリピン協定原産地証明書	3 か月	2 か月
スイス協定原産地証明	10 か月	—	スイス協定原産地証明	10 か月	—
ベトナム協定原産地証明書	90 日	90 日	ベトナム協定原産地証明書	90 日	90 日
インド協定原産地証明書	<u>3 か月</u>	<u>2 か月</u>			

なお、上記イ(イ)のなお書きの方法による確認では、質問書に対する回答を当該質問書を受領した日から 30 日の期間内に受領し、かつ、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の下での原産品であるか否かを決定するためにより多くの情報を必要とすると認めるときは、追加の質問書により貨物を送り出した者又は生産者に対し、当該質問書を受領した日から 30 日の期間を与えて、追加の情報を要請するものとする。この場合においても、質問書(追加の質問書を含む。)に対しメキシコ協定の下での原産品であることを決定するための十分な情報を含まない場合には、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の原産品でないと決定し、メキシコ協定に基づく税率を適用しないこととなるので留意する。

ニ 上記イ(ロ)の方法により確認を行う場合には、東京税関業務部総括原産地調査官を経由して本省を通じて行う。なお、訪問の実施の要請については、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前(メキシコ協定原産地証明書にあっては30日前。スイス協定における原産地証明の確認にあっては特段の規定なし。ベトナム協定原産地証明書及びインド協定原産地証明書にあっては60日前。)までに輸出締約国に所在する日本国大使館を通じ、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、次の事項を含む書面を送付することとする。

(イ) 当該書面を送付する関係当局を特定する事項

(ロ) その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国の領域に所在する生産者の氏名又は名称

(ハ) 訪問の実施を希望する日及び場所

(ニ) 訪問の目的及び実施の範囲(確認の対象となっている原産地証明書所載の製品の明記を含む。)

(ホ) 訪問に立ち会う本邦の関係当局の職員の氏名及び官職

ホ 輸出締約国政府が訪問の実施を拒否する場合、書面による要請に対し当該書面を受領した日から 30 日以内に回答しない場合、訪問の最終日から 45 日以内又は相互に合意するその他の期間内に、訪問の間又はその後に収集した情報

なお、上記イ(イ)のなお書きの方法による確認では、質問書に対する回答を当該質問書を受領した日から 30 日の期間内に受領し、かつ、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の下での原産品であるか否かを決定するためにより多くの情報を必要とすると認めるときは、追加の質問書により貨物を送り出した者又は生産者に対し、当該質問書を受領した日から 30 日の期間を与えて、追加の情報を要請するものとする。この場合においても、質問書(追加の質問書を含む。)に対しメキシコ協定の下での原産品であることを決定するための十分な情報を含まない場合には、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の原産品でないと決定し、メキシコ協定に基づく税率を適用しないこととなるので留意する。

ニ 上記イ(ロ)の方法により確認を行う場合には、東京税関業務部総括原産地調査官を経由して本省を通じて行う。なお、訪問の実施の要請については、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前(メキシコ協定原産地証明書にあっては30日前。スイス協定における原産地証明の確認にあっては特段の規定なし。ベトナム協定原産地証明書にあっては60日前。)までに輸出締約国に所在する日本国大使館を通じ、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、次の事項を含む書面を送付することとする。

(イ) 当該書面を送付する関係当局を特定する事項

(ロ) その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国の領域に所在する生産者の氏名又は名称

(ハ) 訪問の実施を希望する日及び場所

(ニ) 訪問の目的及び実施の範囲(確認の対象となっている原産地証明書所載の製品の明記を含む。)

(ホ) 訪問に立ち会う本邦の関係当局の職員の氏名及び官職

ホ 輸出締約国政府が訪問の実施を拒否する場合、書面による要請に対し当該書面を受領した日から 30 日以内に回答しない場合、訪問の最終日から 45 日以内又は相互に合意するその他の期間内に、訪問の間又はその後に収集した情報

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
が提供されない場合又は提供された情報に貨物が締約国原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合は、上記(2)の表第4欄に掲げる協定の規定により、訪問の対象とされた貨物が輸出締約国原産品でないと決定されることから、当該貨物に係る締約国原産地証明書を無効なものと認めて、EPA税率を適用しないこととなるので、留意する。ただし、スイス協定における原産地証明の確認については、確認の要請の日から10か月以内若しくは相互に合意するその他の期間内に回答がない場合、又は当該回答が、関係する原産地証明が真正であり、若しくは締約国の原産品であると決定するために十分な情報を含まない場合には、EPA税率を適用しないことになるので、留意する。 へ 上記ホまでの手続きを実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局(メキシコ協定原産地証明書に係るイ(イ)のなお書きの確認にあつては、メキシコに所在する送り出した者又は生産者)に対し、産品が締約国原産品であるか否かについて書面による決定(当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。)を送付する。 この書面による通知は、上記ロに準じて行うものとする。 ト 締約国原産品として輸入申告された貨物について、上記表の第2欄に掲げる協定の規定に基づく確認を行う場合であつて、輸入者が貨物の引取りを急ぐ理由があると認められるときは、法第73条第1項及び第77条第7項の規定に基づき担保を提出させ、当該貨物の引取りを認めて差し支えない。ただし、メキシコ協定附属書1の日本国の表第5欄(注釈)に21、24、25、26、27、29、30、31及び32の番号が掲げられた品目に分類される貨物(限度枠管理されている貨物)については、この限りでないので、留意する。	が提供されない場合又は提供された情報に貨物が締約国原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合は、上記(2)の表第4欄に掲げる協定の規定により、訪問の対象とされた貨物が輸出締約国原産品でないと決定されることから、当該貨物に係る締約国原産地証明書を無効なものと認めて、EPA税率を適用しないこととなるので、留意する。ただし、スイス協定における原産地証明の確認については、確認の要請の日から10か月以内若しくは相互に合意するその他の期間内に回答がない場合、又は当該回答が、関係する原産地証明が真正であり、若しくは締約国の原産品であると決定するために十分な情報を含まない場合には、EPA税率を適用しないことになるので、留意する。 へ 上記ホまでの手続きを実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局(メキシコ協定原産地証明書に係るイ(イ)のなお書きの確認にあつては、メキシコに所在する送り出した者又は生産者)に対し、産品が締約国原産品であるか否かについて書面による決定(当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。)を送付する。 この書面による通知は、上記ロに準じて行うものとする。 ト 締約国原産品として輸入申告された貨物について、上記表の第2欄に掲げる協定の規定に基づく確認を行う場合であつて、輸入者が貨物の引取りを急ぐ理由があると認められるときは、法第73条第1項及び第77条第7項の規定に基づき担保を提出させ、当該貨物の引取りを認めて差し支えない。ただし、メキシコ協定附属書1の日本国の表第5欄(注釈)に21、24、25、26、27、29、30、31及び32の番号が掲げられた品目に分類される貨物(限度枠管理されている貨物)については、この限りでないので、留意する。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（事前教示の手続等） 68－5－22 シンガポール協定第32条、マレーシア協定第41条、<u>ブルネイ協定第38条及びインド協定第47条</u>に規定する事前教示並びにタイ協定第41条に規定する照会に対する回答に係る手続等に関しては、前記7－17（納税申告等に係る事前教示の手続）を用いるものとする。なお、税関は、当該教示のために必要なすべての書類を受領した日から30日以内（<u>前記7－19の2に規定する文書回答の手続等については、90日以内</u>）の極力早期に、当該教示を行うよう努めるものとする。 （<u>シンガポール協定第32条に規定する「教示を拒むべき合理的な理由」</u>の取扱い） 68－5－23 シンガポール協定第32条に規定する「教示を拒むべき合理的な理由」とは、関税協力理事会統一システム委員会による検討に付されたか又はそれが予定される関税分類上の事案に関連して生じる理由をいう。	（事前教示の手続等） 68－5－22 シンガポール協定第32条、マレーシア協定第41条<u>及び</u>ブルネイ協定第38条に規定する事前教示並びにタイ協定第41条に規定する照会に対する回答に係る手続等に関しては、前記7－17（納税申告等に係る事前教示の手続）を用いるものとする。なお、税関は、当該教示のために必要なすべての書類を受領した日から30日以内の極力早期に、当該教示を行うよう努めるものとする。 （「教示を拒むべき合理的な理由」の取扱い） 68－5－23 シンガポール協定第32条<u>《事前教示》</u>に規定する「教示を拒むべき合理的な理由」とは、関税協力理事会統一システム委員会による検討に付されたか又はそれが予定される関税分類上の事案に関連して生じる理由をいう。